

1 開示請求の件数等

(単位:件)

行政機関名	新規受付事案						前年度からの 持ち越し事案	移送を受けた 事案	計 (処理すべき事案)
	場所別		方法別						
	本省庁	その他	来所	郵送	オンライン				
内閣官房(注1)	49	49	0	2	46	1	2	3	54
内閣法制局	56	56	0	2	8	46	2	0	58
特殊法人等改革推進本部(注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1,333	1,332	1	125	330	878	86	0	1,419
内閣府	271	177	94	123	133	15	13	2	286
宮内庁	133	133	0	0	76	57	19	0	152
公正取引委員会	65	63	2	34	14	17	11	0	76
国家公安委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1
警察庁	174	168	6	66	108	0	40	1	215
防衛庁	648	621	27	166	482	0	98	1	747
防衛施設庁	769	28	741	348	418	3	9	0	778
金融庁	89	89	0	22	64	3	15	45	149
総務省	779	732	47	505	249	25	25	8	812
公害等調整委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1
消防庁	5	5	0	0	5	0	0	0	5
法務省	11,729	389	11,340	5,109	6,604	16	521	5	12,255
公安審査委員会	1	1	0	0	0	1	0	0	1
公安調査庁	16	3	13	0	15	1	14	1	31
検察庁(注3)	189	38	151	108	81	0	43	0	232
外務省	1,201	1,201	0	547	653	1	700	24	1,925
財務省	595	88	507	185	332	78	25	0	620
国税庁	39,530	208	39,322	25,711	7,899	5,920	2,832	2	42,364
文部科学省	2,647	2,647	0	1,731	915	1	106	1	2,754
文化庁	95	95	0	56	39	0	3	0	98
厚生労働省	5,992	5,217	775	867	5,011	114	319	2	6,313
中央労働委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1
社会保険庁	4,044	55	3,989	1,079	2,965	0	52	0	4,096
農林水産省	335	230	105	58	216	61	13	1	349
林野庁	169	16	153	3	166	0	17	0	186
水産庁	23	23	0	3	16	4	9	0	32
経済産業省	186	65	121	56	128	2	8	8	202
資源エネルギー庁	197	132	65	87	110	0	29	0	226
特許庁	347	347	0	134	213	0	5	0	352
中小企業庁	3	3	0	3	0	0	0	0	3
国土交通省	6,664	392	6,272	2,395	4,069	200	423	7	7,094
船員労働委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1
気象庁	18	10	8	6	12	0	0	1	19
海上保安庁	62	29	33	13	49	0	1	3	66
海難審判庁	6	6	0	0	6	0	1	0	7
環境省	148	148	0	66	72	10	9	1	158
会計検査院	67	67	0	5	7	55	7	9	83
計	78,639	14,867	63,772	39,615	31,515	7,509	5,457	125	84,221

(注)

- 「内閣官房」には、内閣官房において事務を処理することとされている安全保障会議、高度通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部及び郵政民営化推進本部に係るものを含む。以下同じ。
- 「特殊法人等改革推進本部」は、平成18年3月31日をもって解散。
- 「検察庁」は、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁分の合計であり、最高検察庁、東京高等検察庁及び東京地方

検察庁で受け付けたものを「本省庁受」とし、その他で受け付けたものを「その他受」とした。以下、同じ。

## 2 開示請求事案の処理状況

(単位:件)

行政機関名	処理すべき事案	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案 (次年度に持ち越し)	
						うち期限超過
内閣官房	54	28	26	0	0	0
内閣法制局	58	51	3	2	2	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0
人事院	1,419	1,248	10	0	161	0
内閣府	286	217	58	0	11	0
宮内庁	152	119	1	0	32	4
公正取引委員会	76	71	0	0	5	0
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0
警察庁	215	191	10	0	14	0
防衛庁	747	602	77	0	68	0
防衛施設庁	778	741	6	2	29	0
金融庁	149	129	11	0	9	0
総務省	812	767	14	0	31	0
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	0
消防庁	5	5	0	0	0	0
法務省	12,255	11,696	136	0	423	0
公安審査委員会	1	1	0	0	0	0
公安調査庁	31	30	1	0	0	0
検察庁	232	222	0	0	10	0
外務省	1,925	884	118	0	923	114
財務省	620	523	15	63	19	0
国税庁	42,364	42,025	236	0	103	0
文部科学省	2,754	2,631	3	6	114	0
文化庁	98	86	0	0	12	0
厚生労働省	6,313	4,890	985	15	423	0
中央労働委員会	1	1	0	0	0	0
社会保険庁	4,096	4,050	20	5	21	0
農林水産省	349	326	3	1	19	0
林野庁	186	184	1	0	1	0
水産庁	32	31	0	0	1	0
経済産業省	202	186	6	0	10	0
資源エネルギー庁	226	197	1	0	28	0
特許庁	352	339	0	0	13	0
中小企業庁	3	3	0	0	0	0
国土交通省	7,094	6,503	248	7	336	0
船員労働委員会	1	1	0	0	0	0
気象庁	19	16	3	0	0	0
海上保安庁	66	54	10	0	2	0
海難審判庁	7	7	0	0	0	0
環境省	158	129	20	0	9	0
会計検査院	83	75	3	4	1	0
計	84,221	79,261	2,025	105	2,830	118

### 3 開示決定等の件数

(単位:件)

行政機関名	開示決定等				
	全部を開示	一部を開示	うち 公益裁量開示	不開示	
内閣官房	36	13	12	0	11
内閣法制局	51	48	2	0	1
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0
人事院	1,158	1,127	8	0	23
内閣府	217	147	54	0	16
宮内庁	121	51	63	0	7
公正取引委員会	72	6	30	0	36
国家公安委員会	1	0	0	0	1
警察庁	220	86	96	0	38
防衛庁	704	346	294	0	64
防衛施設庁	744	698	33	0	13
金融庁	129	28	63	0	38
総務省	780	491	247	0	42
公害等調整委員会	1	0	0	0	1
消防庁	5	5	0	0	0
法務省	9,258	2,227	5,353	0	1,678
公安審査委員会	3	1	1	0	1
公安調査庁	30	3	12	0	15
検察庁	155	16	59	0	80
外務省	1,002	362	469	0	171
財務省	683	269	245	0	169
国税庁	42,042	39,712	1,918	0	412
文部科学省	340	42	261	0	37
文化庁	54	29	22	0	3
厚生労働省	4,881	426	4,123	0	332
中央労働委員会	1	0	0	0	1
社会保険庁	4,050	3,253	753	0	44
農林水産省	186	86	90	0	10
林野庁	99	24	63	0	12
水産庁	11	8	2	0	1
経済産業省	186	18	159	0	9
資源エネルギー庁	196	18	143	0	35
特許庁	339	164	175	0	0
中小企業庁	3	0	1	0	2
国土交通省	6,661	3,800	2,540	0	321
船員労働委員会	1	0	0	0	1
気象庁	16	11	5	0	0
海上保安庁	59	15	35	0	9
海難審判庁	8	0	6	0	2
環境省	132	73	36	0	23
会計検査院	41	6	30	0	5
計	74,676	53,609	17,403	0	3,664

(注) 開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、内訳表2「開示請求事案の処理状況」の「処理済み」の欄の計と本表の「開示決定等件数」欄の計の件数は一致しない。

#### 4 延長手続の状況

(単位:件)

行政機関名	開示決定等 件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの			法第11条による特例規定を適用したもの			
		期限内に開 示決定等が されたもの	期限を超過 したもの	期限内に開 示決定等が されたもの	期限を超過 したもの		期限内に開 示決定等が されたもの	期限を超過 したもの		
内閣官房	36	34	34	0	2	2	0	0	0	0
内閣法制局	51	49	49	0	2	2	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1,158	1,158	1,158	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	217	199	199	0	16	16	0	2	2	0
宮内庁	121	70	70	0	30	30	0	21	18	3
公正取引委員会	72	46	46	0	23	23	0	3	3	0
国家公安委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	220	157	157	0	13	13	0	50	50	0
防衛庁	704	387	387	0	90	90	0	227	227	0
防衛施設庁	744	731	731	0	6	6	0	7	7	0
金融庁	129	107	107	0	21	21	0	1	1	0
総務省	780	725	725	0	38	38	0	17	17	0
公害等調整委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0
法務省	9,258	8,275	8,273	2	720	720	0	263	263	0
公安審査委員会	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0
公安調査庁	30	29	29	0	1	1	0	0	0	0
検察庁	155	150	150	0	2	2	0	3	3	0
外務省	1,002	339	322	17	78	59	19	585	506	79
財務省	683	593	593	0	47	47	0	43	43	0
国税庁	42,042	40,863	40,862	1	767	767	0	412	412	0
文部科学省	340	276	276	0	58	58	0	6	6	0
文化庁	54	54	54	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	4,881	3,370	3,370	0	1,461	1,461	0	50	50	0
中央労働委員会	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
社会保険庁	4,050	3,970	3,969	1	50	50	0	30	30	0
農林水産省	186	169	169	0	16	16	0	1	1	0
林野庁	99	91	91	0	8	8	0	0	0	0
水産庁	11	10	10	0	1	1	0	0	0	0
経済産業省	186	173	173	0	5	5	0	8	8	0
資源エネルギー庁	196	186	186	0	7	7	0	3	2	1
特許庁	339	339	339	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	6,661	5,924	5,900	24	736	736	0	1	1	0
船員労働委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	16	16	16	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	59	45	45	0	14	14	0	0	0	0
海難審判庁	8	6	6	0	0	0	0	2	2	0
環境省	132	92	92	0	15	15	0	25	25	0
会計検査院	41	31	31	0	1	1	0	9	9	0
計	74,676	68,675	68,630	45	4,232	4,213	19	1,769	1,686	83

## 5 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件)

行政機関名	法第11条の期限の特例を適用したもの				
	開示請求を受けてから決定を行った日までの日数				
	60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
内閣官房	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	2	2	0	0	0
宮内庁	21	10	3	5	3
公正取引委員会	3	0	0	3	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	50	19	4	2	17
防衛庁	227	108	9	70	40
防衛施設庁	7	1	1	5	0
金融庁	1	0	0	0	1
総務省	17	2	1	8	5
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	263	115	26	101	21
公安審査委員会	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0
検察庁	3	0	0	0	0
外務省	585	102	60	116	116
財務省	43	20	3	13	6
国税庁	412	200	4	202	0
文部科学省	6	1	3	2	0
文化庁	0	0	0	0	0
厚生労働省	50	17	7	26	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0
社会保険庁	30	9	21	0	0
農林水産省	1	0	0	1	0
林野庁	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	8	0	0	7	1
資源エネルギー庁	3	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0
国土交通省	1	0	1	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0
海難審判庁	2	1	1	0	0
環境省	25	4	0	21	0
会計検査院	9	1	0	2	4
計	1,769	612	144	584	211

## 6 不開示理由の内訳

(単位:件)

行政機関名	内訳(複数該当あり)			
	不開示情報	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
内閣官房	28	5	1	0
内閣法制局	2	1	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0
人事院	16	21	0	3
内閣府	60	15	0	0
宮内庁	79	8	0	0
公正取引委員会	40	30	3	0
国家公安委員会	0	1	0	0
警察庁	99	31	5	0
防衛庁	321	34	2	1
防衛施設庁	33	13	0	0
金融庁	91	7	3	0
総務省	249	96	0	0
公害等調整委員会	0	1	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	5,992	1,616	56	49
公安審査委員会	2	0	0	0
公安調査庁	13	13	2	0
検察庁	61	98	4	0
外務省	505	138	7	1
財務省	245	162	5	2
国税庁	1,959	339	28	4
文部科学省	351	36	5	0
文化庁	29	4	0	1
厚生労働省	4,229	255	25	10
中央労働委員会	1	0	0	0
社会保険庁	577	244	3	0
農林水産省	91	7	3	1
林野庁	62	17	0	0
水産庁	3	0	0	0
経済産業省	241	10	0	0
資源エネルギー庁	174	4	0	0
特許庁	188	12	0	0
中小企業庁	1	2	0	0
国土交通省	3,128	246	4	0
船員労働委員会	0	1	0	0
気象庁	5	0	0	0
海上保安庁	65	4	0	2
海難審判庁	8	0	0	0
環境省	33	27	0	1
会計検査院	35	0	0	0
計	19,016	3,498	156	75

## 7 不開示情報の内訳

(単位:件)

行政機関名	不開示情報に該当(複数該当あり)						
	5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
内閣官房	28	5	1	11	1	8	3
内閣法制局	2	2	1	1	1	2	1
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
人事院	16	5	0	0	0	0	11
内閣府	60	39	24	15	0	1	9
宮内庁	79	63	5	0	9	0	2
公正取引委員会	40	24	22	0	4	14	16
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	99	78	16	8	61	4	44
防衛庁	321	151	51	191	42	17	60
防衛施設庁	33	23	10	8	3	1	2
金融庁	91	69	79	1	2	1	55
総務省	249	184	181	0	16	0	17
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	5,992	2,316	4,093	26	144	215	337
公安審査委員会	2	1	1	0	1	1	0
公安調査庁	13	13	2	1	2	6	9
検察庁	61	47	9	0	32	11	17
外務省	505	264	106	323	41	21	228
財務省	245	138	158	3	14	1	26
国税庁	1,959	1,609	1,507	3	22	11	329
文部科学省	351	116	222	0	0	2	11
文化庁	29	17	11	0	0	0	1
厚生労働省	4,229	3,838	3,455	26	3,139	42	247
中央労働委員会	1	0	0	0	0	0	1
社会保険庁	577	279	385	0	0	12	31
農林水産省	91	66	71	0	0	0	16
林野庁	62	37	30	0	0	0	19
水産庁	3	2	2	0	0	0	1
経済産業省	241	86	130	0	5	0	20
資源エネルギー庁	174	6	99	3	38	0	37
特許庁	188	10	152	23	0	1	2
中小企業庁	1	1	1	0	0	0	0
国土交通省	3,128	1,601	1,622	5	11	57	365
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	5	0	1	0	0	0	4
海上保安庁	65	21	17	3	24	0	0
海難審判庁	8	6	2	3	1	1	2
環境省	33	26	18	2	1	0	3
会計検査院	35	19	14	0	0	16	30
計	19,016	11,162	12,498	656	3,614	445	1,956



## 8 存否応答拒否の内訳

(単位:件)

行政機関名	存否応答拒否(複数該当あり)						
	5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
内閣官房	1	0	0	0	0	0	1
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	3	0	3	0	0	0	3
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	5	0	5	0	5	0	0
防衛庁	2	0	0	2	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	3	0	3	0	0	0	2
総務省	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	56	52	3	0	0	0	4
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	1	2	0	2	0	2
検察庁	4	4	0	0	0	0	0
外務省	7	3	4	0	0	0	0
財務省	5	2	3	0	2	0	1
国税庁	28	13	16	0	0	0	15
文部科学省	5	5	3	0	0	0	3
文化庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	25	18	7	0	2	0	4
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	3	1	2	0	0	0	0
農林水産省	3	2	3	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	4	6	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0
計	156	107	54	2	11	0	35

9 不服申立ての新規申立て状況

(単位:件)

行政機関名	新規申立て件数											
	形態区分			内容区分								
	審査請求	異議申立て	不開示情報に該当	不開示の決定に対する不服				開示する決定に対する不服		不作為	事案の移送・期限の延長	その他
				行政文書の不存在	存否応答拒否	形式上の不備・権利の濫用	第三者から	開示請求者から				
内閣官房	16	16	0	15	1	0	0	0	16	0	0	0
内閣法制局	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	18	18	0	5	12	0	1	0	1	0	0	0
内閣府	5	5	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	14	14	0	13	0	1	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	5	0	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0
防衛庁	153	0	153	122	18	2	0	0	10	1	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	6	1	5	5	1	0	0	0	6	0	0	0
総務省	4	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	77	58	19	27	14	16	7	0	5	0	2	6
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	9	9	0	2	3	2	0	0	0	3	0	0
外務省	91	0	91	64	8	0	5	0	0	10	0	12
財務省	4	3	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0
国税庁	111	105	6	17	4	5	1	0	1	83	0	0
文部科学省	29	0	29	6	6	3	0	0	0	3	0	11
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	88	34	54	46	32	6	1	5	2	1	0	1
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	10	10	0	7	3	0	0	0	10	0	0	0
農林水産省	2	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0
林野庁	4	4	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	24	22	2	3	2	0	0	20	0	0	0	0
資源エネルギー庁	24	24	0	5	17	0	0	2	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	29	22	7	18	10	1	0	0	2	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	10	8	2	0	0	0	0	0	10	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	3	0	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
計	743	359	384	379	140	37	16	27	72	101	2	30

(注)

1 1件の開示決定等に対し、複数の不服申立てが行われているものがある。

2 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するもの計は、新規申立て件数と一致しない。

10 不服申立ての件数と処理状況

(単位:件)

行政機関名	処理すべき件数		処理済 (裁決・決定等により処理を終了した件数)	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)				
	新規申立て件数	前年度からの持ち越し件数			処理方針、諮問の可否等検討中、諮問の準備中等	審査会に諮問中	答申後、裁決・決定の準備中		
内閣官房	29	16	13	0	0	29	15	2	12
内閣法制局	1	1	0	1	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	27	18	9	7	0	20	0	18	2
内閣府	17	5	12	10	0	7	0	6	1
宮内庁	5	1	4	2	0	3	0	1	2
公正取引委員会	16	14	2	3	0	13	1	11	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	16	5	11	3	0	13	2	8	3
防衛庁	385	153	232	192	3	190	20	151	19
防衛施設庁	1	0	1	1	0	0	0	0	0
金融庁	10	6	4	7	0	3	2	1	0
総務省	17	4	13	16	0	1	1	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	151	77	74	102	8	41	13	25	3
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	5	1	4	4	0	1	0	1	0
検察庁	28	9	19	12	0	16	4	3	9
外務省	233	91	142	67	0	166	63	41	62
財務省	9	4	5	3	0	6	0	4	2
国税庁	369	111	258	353	0	16	4	8	4
文部科学省	45	29	16	16	0	29	2	24	3
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	280	88	192	112	21	147	94	39	14
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	21	10	11	11	2	8	2	6	0
農林水産省	9	2	7	7	0	2	1	1	0
林野庁	5	4	1	1	0	4	2	1	1
水産庁	3	0	3	0	3	0	0	0	0
経済産業省	98	24	74	52	0	46	2	35	9
資源エネルギー庁	36	24	12	11	0	25	1	23	1
特許庁	1	0	1	0	1	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	74	29	45	39	2	33	14	10	9
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	29	10	19	18	0	11	8	3	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	5	3	2	2	0	3	0	3	0
会計検査院	14	4	10	10	0	4	0	4	0
計	1,939	743	1,196	1,062	40	837	251	429	157

11 不服申立てに対する裁決・決定の状況

(単位:件)

行政機関名	裁決・決定の 件数	審査会に諮問をしないで裁決・決定を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの				
		認容	却下	その他	棄却	認容	一部認容	(参考) うち答申と異 なる裁決・決 定を行ったも の	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	1	0	0	0	1	1	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	7	2	0	2	5	2	3	0	0
内閣府	10	0	0	0	10	9	0	1	0
宮内庁	2	0	0	0	2	2	0	0	0
公正取引委員会	3	0	0	0	3	3	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	3	1	0	1	2	2	0	0	0
防衛庁	192	1	0	1	191	136	2	53	0
防衛施設庁	1	0	0	0	1	1	0	0	0
金融庁	7	0	0	0	7	6	0	1	0
総務省	16	0	0	0	16	5	9	2	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	102	21	2	17	2	81	69	0	12
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	4	0	0	0	4	4	0	0	0
検察庁	12	1	0	1	11	10	1	0	0
外務省	67	15	4	3	8	52	33	2	17
財務省	3	1	0	1	0	2	1	0	1
国税庁	353	223	0	223	0	130	112	1	17
文部科学省	16	4	1	3	0	12	8	1	3
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	112	0	0	0	0	112	66	4	42
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	11	4	0	4	0	7	4	0	3
農林水産省	7	0	0	0	0	7	0	0	7
林野庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	52	1	0	1	0	51	49	0	2
資源エネルギー庁	11	0	0	0	0	11	9	0	2
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	39	2	1	1	0	37	25	0	12
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	18	0	0	0	0	18	13	1	4
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	0	0	0	0	2	1	0	1
会計検査院	10	4	0	4	0	6	4	0	2
計	1,062	280	8	262	10	782	576	24	182

## 12 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	裁決・決定等の件数	不服申立てを受けてから裁決・決定するまでの期間					
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	1	0	1	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
人事院	7	0	0	2	3	2	0
内閣府	10	0	0	2	8	0	0
宮内庁	2	0	0	1	0	1	0
公正取引委員会	3	0	1	1	1	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	3	1	0	0	0	0	2
防衛庁	192	1	12	19	11	77	72
防衛施設庁	1	0	1	0	0	0	0
金融庁	7	0	0	3	3	0	1
総務省	16	0	1	2	3	10	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	102	20	28	12	11	30	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	4	0	0	4	0	0	0
検察庁	12	0	2	4	5	1	0
外務省	67	12	8	17	12	14	4
財務省	3	0	0	0	0	3	0
国税庁	353	222	64	19	38	9	1
文部科学省	16	3	3	2	1	7	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	112	0	10	15	19	56	12
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	11	1	2	0	1	4	3
農林水産省	7	0	0	0	4	3	0
林野庁	1	0	1	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	52	1	1	0	1	49	0
資源エネルギー庁	11	0	0	2	1	8	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	39	0	3	0	7	12	17
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	18	0	0	0	4	8	6
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	0	0	2	0	0	0
会計検査院	10	0	0	0	0	6	4
計	1,062	261	138	107	133	300	123

13 不服申立てを受けてから諮問をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	17年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
	不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までの日数				不服申立てを受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
内閣官房	1	1	0	0	15	0	14	1
内閣法制局	1	1	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	19	1	14	4	0	0	0	0
内閣府	16	0	13	3	0	0	0	0
宮内庁	1	0	0	1	0	0	0	0
公正取引委員会	13	1	12	0	1	0	1	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	5	0	1	4	2	0	0	2
防衛庁	221	54	43	124	20	15	5	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	7	0	4	3	2	1	1	0
総務省	5	0	2	3	1	1	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	61	20	32	9	13	3	2	8
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	0	0	0	0	0	0
検察庁	10	0	10	0	4	4	0	0
外務省	54	11	12	31	63	1	6	56
財務省	7	2	2	3	0	0	0	0
国税庁	70	1	58	11	4	4	0	0
文部科学省	24	2	22	0	2	2	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	55	8	18	29	94	8	17	69
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	6	3	2	1	2	0	1	1
農林水産省	1	1	0	0	1	0	1	0
林野庁	2	0	2	0	2	0	2	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	35	1	20	14	2	1	0	1
資源エネルギー庁	23	0	18	5	1	0	1	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	24	0	8	16	14	2	4	8
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	13	0	2	11	8	2	6	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	3	0	3	0	0	0	0	0
会計検査院	4	1	3	0	0	0	0	0
計	682	109	301	272	251	44	61	146

14 答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの				審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
	審査会の答申を受けてから裁決・決定した日までの日数				答申を受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
内閣官房	0	0	0	0	12	1	1	10
内閣法制局	1	1	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	5	0	2	3	2	1	1	0
内閣府	10	10	0	0	1	1	0	0
宮内庁	2	2	0	0	2	0	0	2
公正取引委員会	3	3	0	0	1	0	1	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	2	0	0	2	3	3	0	0
防衛庁	191	93	34	64	19	18	0	1
防衛施設庁	1	1	0	0	0	0	0	0
金融庁	7	5	1	1	0	0	0	0
総務省	16	6	10	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	81	75	4	2	3	2	1	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	4	4	0	0	0	0	0	0
検察庁	11	11	0	0	9	9	0	0
外務省	52	31	12	9	62	4	0	58
財務省	2	0	1	1	2	2	0	0
国税庁	130	116	13	1	4	2	2	0
文部科学省	12	9	3	0	3	2	0	1
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	112	34	38	40	14	2	2	10
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	7	6	0	1	0	0	0	0
農林水産省	7	2	1	4	0	0	0	0
林野庁	1	0	1	0	1	1	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	51	0	38	13	9	0	0	9
資源エネルギー庁	11	1	5	5	1	0	1	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	37	28	0	9	9	9	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	18	12	2	4	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	2	0	0	0	0	0	0
会計検査院	6	2	2	2	0	0	0	0
計	782	454	167	161	157	57	9	91

# 15 審査会における審査状況

(単位:件)

行政機関名	新規諮問件数	前年度 繰越し件数	答申件数	諮問庁の判断は:	諮問庁の判断は:	諮問庁の判断は:	取下げ件数	未済件数
				妥当でないとしたもの	一部妥当でないとしたもの	妥当であるとしたもの		
内閣官房	3	4	4	0	1	3	0	3
内閣法制局	1	0	1	0	0	1	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	19	6	7	3	1	3	0	18
内閣府	9	8	11	0	1	10	0	6
宮内庁	1	4	4	0	2	2	0	1
公正取引委員会	4	2	4	0	1	3	0	2
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	5	1	3	0	0	3	0	3
防衛庁	246	67	170	0	47	123	1	142
防衛施設庁	0	1	1	0	0	1	0	0
金融庁	7	0	6	0	1	5	0	1
総務省	5	5	10	3	2	5	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	64	47	79	1	14	64	6	26
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	1	2	0	0	2	0	1
検察庁	11	13	20	0	13	7	1	3
外務省	58	34	49	2	12	35	5	38
財務省	7	1	3	0	0	3	1	4
国税庁	40	13	47	0	5	42	0	6
文部科学省	11	14	14	1	4	9	1	10
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	45	68	70	5	31	34	6	37
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	6	10	7	1	2	4	3	6
農林水産省	1	3	3	0	2	1	0	1
林野庁	2	1	2	0	0	2	0	1
水産庁	0	2	0	0	0	0	2	0
経済産業省	35	59	59	0	1	58	0	35
資源エネルギー庁	16	6	7	0	2	5	0	15
特許庁	0	1	0	0	0	0	1	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	27	24	42	0	10	32	0	9
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	13	4	14	0	1	13	0	3
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	4	1	2	0	1	1	0	3
小計 (内閣府審査会関係)	642	400	641	16	154	471	27	374
会計検査院 (会計検査院審査会関係)	4	4	4	0	2	2	0	4
計	646	404	645	16	156	473	27	378

(注)

- 1 答申は、平成17年度中に行われたものであり、前年度までに諮問された事案に対するものを含む。また、中間答申は本表の答申件数に含めていない。
- 2 1件の諮問に対し分離して複数の答申を行っているもの、複数の諮問に対し1件に併合して答申しているものがあるが、本表では諮問件数に対応した件数で計上している。



16 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

行政機関名	第1審(地方裁判所)					控訴審(高等裁判所)					上告審(最高裁判所)					
	新規提訴		前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)	新規控訴	前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)	新規上告	前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)
		うち特定管轄裁判所														
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
公正取引委員会	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	6	1	0	2	1	3	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	9	0	5	3	0	11	0	2	2	0	0	0	3	2	0	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1
検察庁	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1	1	2	0	0	3
外務省	2	1	3	2	1	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	2	1	1	1	0	2	2	0	2	0	0	2	0	0	0	2
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	1	2	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
経済産業省	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	28	4	17	14	4	27	8	5	9	0	4	5	8	2	0	11

17 開示実施手数料の減免の状況

(単位:件)

行政機関名	施行令第14条第1項による減免の申請件数					施行令第14条第4項による減免の件数
	減免を認めたもの		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ	
	生活保護	その他				
内閣官房	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
特殊法人等改革推進本部	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	0	0	0	0	1
防衛庁	0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	25	0	7	11	6	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	1	0	0	0	0	1
外務省	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	12	0	1	6	5	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0
計	39	0	8	17	11	3

○延長手続を採っておらず、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
法務省	①仮釈放・保護観察等事件事務規程(昭和59年法務省保観訓令第66号)	H17.6.6	H17.7.21	H17.8.22	32	開示決定期限を補正書受理後30日以内と勘違いし、期限を徒過した。
	②仮釈放及び保護観察等に関する規則並びに仮釈放・保護観察等事件事務規程の運用について(昭和59年矯正局長・保護局長依命通達第89号)					
	大阪保護観察所で作成される環境調整に係る文書(平成16年12月1日から平成17年1月31日迄の期間に受理し、収容施設名が前橋刑務所であり、在監者から申告された身元引受人が大阪市寝屋川市に居住している条件。)	H17.6.6	H17.7.21	H17.8.22	32	開示決定期限を補正書受理後30日以内と勘違いし、期限を徒過した。
外務省	行政文書ファイル「国連安保理緊急特別会合/ヴェトナム問題」(作成(取得)時期1966年1月28日、作成者 国際連合局国連政策課)の中の文書(ただし、電信システムの内部処理、管理に係る情報と、国連の公表文書(安保理議事録等)は除く)	H16.9.15	H16.10.15	H17.9.16	336	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	「外務省文書管理規則」(外務省訓令第10号)に基づき日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月～2004年12月末まで)。*電磁的記録で保存されている文書については電磁的記録での複写を希望。	H17.3.1	H17.6.20	H17.6.22	2	開示決定等の処理に係る事務手続き上の不備があったため。
	陸上自衛隊朝霞駐屯地に存在する日米地位協定2条4項bの適用を受ける施設及び区域の新規提供、一部返還及び追加提供に係る日米両政府間協定の和文及び英文の全文書(他、計2件)	H17.5.16	H17.6.15	H17.6.20	5	開示決定等を行うにあたって、事務手続き上の瑕疵があったため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年4月1日～6月末日、電子データで存在するものについては電子データでの提供を希望)。	H17.7.13	H17.8.12	H17.8.29	17	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	行政文書ファイル名「すずらん」プロジェクト 作成(取得)時期2001年04月01日、外務省ホームページ上、以上の詳しい情報の開示を求めます。「すずらん」の諸元、管理運用体制等。	H17.11.8	H17.12.8	H17.12.20	12	開示請求の対象となりうる行政文書は在外公館に所属するものであったが、実際には不存在であることが判明し、右確認作業に予想以上の時間を要したため。
	若泉敬氏(当時、京都産業大学教授)が特別に招かれて中国を訪問し、指導層と会見した件の関連文書(1977年夏頃。あるいは、1971年秋頃?)。	H17.11.17	H17.12.17	H18.1.12	26	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	平成16年3月29日付(平成15年度(行情)答申第727号)に関する公金横領疑惑に付随する接待問題等に関する調査書及び回答書(各一部)	H17.11.28	H17.12.28	H18.1.17	20	延長手続きをとることなく作業を行っていたが、開示箇所につき関係課で確認することとなり、確認作業に時間を要したため。
	財団法人日本国際問題研究所「中国における遺棄化学兵器の状況に関する調査結果総括報告書(1991～1996年)」1998年。	H17.12.7	H18.1.6	H18.1.24	18	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。現地調査(第1～7回)(91年～96年)の報告書	H17.12.8	H18.1.16	H18.1.24	8	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	中国広東省広州市番岗区における遺棄化学兵器の発掘調査報告書 平成17年7月19日から7月24日まで、現地でおこなわれた発掘回収事業の報告書。	H17.12.13	H18.1.12	H18.1.30	18	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	開示請求200500433（件名「国際交流基金 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年06月01日」）の相当部分の決定において、開示決定等された文書。（他、計2件）	H17.12.16	H18.1.15	H18.3.31	75	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人名や国の機関が行う調査研究に係る事務に関する情報が含まれており、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	1.平成17年12月20日に在日アメリカ合衆国大使館において行われた、ジョン・トーマス・シーファー駐日大使と加戸守行愛媛県知事、森高康行愛媛県議会議長との面談記録及び手交した文書。	H17.12.22	H18.1.21	H18.1.31	10	開示決定等の処理に係る事務手続き上の不備があったため。
	外務省在外公館に外向している他省庁職員の氏名、他省庁での直前の役職（省庁のみでも可）、（大使館における）外向部署、外向先での役職が分かる文書。（H.15,16,17年度）	H17.12.22	H18.1.21	H18.2.28	38	個人に関する重要な情報が含まれている等、当初想定していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対処文書の審査に予想以上の時間を要したため。
	「外務省文書管理規則」（外務省訓令第10号）に基づき総合外交政策局安全保障政策課が管理する行政文書ファイルのうち我が国の弾道ミサイル防衛システムの整備にかかる意志決定に関する文書の全て（期間は1995年1月～2005年12月末まで）。	H18.1.5	H18.2.19	H18.3.6	15	事務手続き上の不備があったため。
2005年2月に起訴休職外務事務官佐藤優氏より提出された「国家の罌」（新潮社）の出版届一式。	H18.2.9	H18.3.11	H18.3.15	4	個人に関する重要な情報が含まれている等、当初想定していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対処文書の審査に予想以上の時間を要したため。	
国税庁	相続税法49条の規定による申告書記載事項の公示（相続税分）平成18年1月31日現在公示している分	H18.1.31	H18.3.2	H18.3.24	22	業務繁忙により、担当者が開示決定の手续を失念していたため。
社会保険庁	各種施設基準の届出受理医療機関名簿（総合リハビリテーション施設、手術区分等）	H17.7.25	H17.8.24	H17.9.6	13	文書が大量であり内容審査に時間を要したこと及び業務繁忙であったため
国土交通省	みちシステムのデータのうち案内標識台帳簡易一覧表（エクセル形式）で平成16年9月30日付け国北整備情報第39号において開示対象になった部分に係るもの。上記のうち金沢河川国道事務所分の小松バイパス2交差点にかかるものを除く。富山・長岡国道・新潟国道・高田・金沢（各河川国道等事務所）【5件】	H16.10.6	H16.11.5	H17.4.28	174	文書特定に時間を要したため。新潟中越地震対応による業務繁忙のため。
	浸水想定区域浸水深データ及び説明資料【16件】	H16.10.18	H16.11.17	H17.6.30	225	新潟豪雨の災害対応及び新潟中越地震対応による業務繁忙のため。
	平成16年8月30日に請求のあった以下の内容（係る別紙は省略）に係る文書で局の道路管理課が各事務所から取得したもの。なおこの開示文書には必要以上のものが含まれているため、別紙を参照のこと。【1件】	H16.11.8	H16.12.8	H17.4.28	141	文書特定に時間を要したため。新潟中越地震対応による業務繁忙のため。
	道路施設台帳作成要領に類するもの（あれば電磁的記録も含む）【1件】	H16.11.8	H16.12.8	H17.5.23	166	同上
阪急電鉄（株）の、①昭和51年嵐山線上桂駅付近の嵩上工事に係る認可に際して運輸大臣認可書②平成10年保安監査・現地調査実施記録（データ）【1件】	H17.9.16	H17.10.16	H17.10.31	14	不開示決定（文書不存在）を行った過去の開示請求と一部同じ内容で新たに開示請求があり、請求事項の一部取り下げを依頼するため請求書原本のみ（補正通知書の発出を失念）請求者へ郵送したところ、結果応じてもらえず開示決定期限を2日過ぎた時点で返信があったため。	

○延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	中国北京でのいわゆる「六ヶ国協議」(04年2月)に出張した外務省職員の出張費詳細及び日程のわかる文書(全員分)	H16. 3. 4	H16. 5. 3	H17. 8. 19	473	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
	1969年9月の愛知外相訪米に関する文書(準備資料、米国人要人との会談の議事録など)	H17. 4. 25	H17. 6. 24	H17. 8. 25	62	対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかった他、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙であり、開示請求の処理に予想以上に時間を要したため。
	日ソ・サハリン石油・天然ガス・プロジェクト 経済局国際エネルギー課 1983年12月01日(作成) 大臣官房総務課(管理) (開示決定2件)	H17. 5. 10	H17. 7. 9	H17. 8. 22 H17. 9. 7	44 60	現在も継続中のプロジェクトであるため、文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が必要であり、かつ民間企業の企業活動に関わる内容の文書について延長手続時に想定されていなかった更なる第三者照会が必要となったこと、また、同第三者照会の結果を踏まえて、関係省庁と調整する必要が生じたことから、時間を要したため。
	2003年8月来日のベトナム前副大統領グエン・ティ・ビン女史一行の氏名と経歴(他、計5件)	H17. 8. 12	H17. 9. 26	H17. 10. 3	7	開示請求が本件以外にも多数あり、2005年9月の愛知万博賓客招聘等当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求があった日から60日以内にすべてについて開示決定等を行うことが困難であったため。
	1969年9月12日から15日にかけての愛知外相訪米の際に行われた、愛知外相とロジャーズ国務長官との会談記録	H17. 9. 6	H17. 11. 5	H17. 12. 9	34	対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかった他、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙であり、開示請求の処理に予想以上に時間を要したため。
	1984年8月に来日した李鵬副首相と中曽根首相ら日本側要人の会談記録	H17. 10. 21	H17. 12. 20	H18. 1. 16	27	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	平成17年9月1日現在の外務省ロシア課長の氏名と入省年次、俸給の級と号が分かる文書	H17. 10. 13	H17. 12. 21	H18. 1. 12	22	同時期に処理すべき開示請求が重なったことにより開示請求の処理に予想以上の時間を要したため。
	平成17年9月1日現在の欧州局ロシア課の課員数及び平成17年9月1日現在、欧州局ロシア課に国家公務員としての身分を持たない者(アルバイト職員を含む)が勤務しているとの事実があるかが分かる文書	H17. 10. 13	H17. 12. 21	H18. 1. 10	20	同時期に処理すべき開示請求が重なったことにより開示請求の処理に予想以上の時間を要したため。
	多発する在日中国人の犯罪に関して、日本政府が正式に中国政府に抗議した事例があれば、その時の相双方の発言内容について知りたい(過去5年以内について)	H17. 10. 28	H17. 12. 27	H18. 1. 16	20	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	「北方領土パンフレット/ロシア語」作成者: 欧亜局ロシア課 1992年2月1日作成 当該ファイル中、どのような経過で作成し、どこに配布し、どのような反応があったかがわかる部分。パンフレットそのもの。(他、計2件)	H17. 11. 11	H18. 1. 10	H18. 2. 10	31	開示請求受付後、プーチン大統領の訪日、同大統領訪日のフォローアップ等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	平成元年以降の人事処分(懲戒処分)の内容(氏名、役職、処分内容、処分理由、被処分者の弁明等、処分に関する発表演、処分に関する人事院への報告、その他)が分かる文書	H17. 11. 11	H18. 1. 10	H18. 1. 23	13	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示請求の対象となるか否かの調査、及び開示・不開示の決定等に、予想以上の時間を要したため。
	外務省 湾岸紛争/対中東貢献策(避難民輸送自衛隊機使用) 1991年1月22日(中近東アフリカ局中近東第1課)	H17. 11. 21	H18. 1. 20	H18. 3. 6	45	開示請求後、小泉総理のトルコ訪問等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
	湾岸紛争／湾岸危機後の諸問題（日本の対応）1991年2月4日（中近東アフリカ局中近東第1課）	H17.11.21	H18.1.20	H18.2.28	39	開示請求後、小泉総理のトルコ訪問等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

○法第11条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
宮内庁	式部職 儀式録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼 【6件】	H15. 1. 17	H15. 7. 16	H18. 3. 27	981	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため
外務省	国連第026回総会/中共代表権問題[作成(取得)時期]1971年07月01日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H16. 6. 21	H18. 2. 16	605	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連第026回総会/中共代表権問題[作成(取得)時期]1971年09月20日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H16. 8. 20	H18. 2. 21	550	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1971年10月05日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H16. 9. 20	H17. 10. 26	401	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連第024回総会/中共代表権問題[作成(取得)時期]1969年07月01日 の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 10. 20	H17. 11. 21	397	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年01月07日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 11. 19	H17. 10. 26	341	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年09月26日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 12. 20	H18. 3. 10	445	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年10月13日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 12. 20	H17. 10. 24	308	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件[作成(取得)時期]1970年10月01日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 12. 20	H18. 3. 29	464	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1972年02月21日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの。(他、計2件)	H15. 5. 16	H18. 1. 31	H18. 3. 31	59	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であり、また、同時期に多数の開示請求処理業務が集中したことにより、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に予想外の時間を要したため。
	1967年開催の国連総会のために省内で作成された日本の基本方針および議題別対処方針を記した文書。(他、計10件)	H15. 5. 27	H17. 4. 29	H17. 10. 27	181	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。



行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。(計2件)	H15. 8. 4	H17. 8. 25	H17. 11. 1	68	開示請求対象文書が著しく大量であること、及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
	1971年国連第26回総会における中国(中共)代表権問題審議をめぐる日本の対応に関する政府(外務省)内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。(関係ファイル:「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」)(作成時期:1971年7月1日)	H15. 11. 12	H16. 6. 21	H18. 2. 16	605	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	1971年国連第26回総会における中国(中共)代表権問題審議をめぐる日本の対応に関する政府(外務省)内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。(関係ファイル:「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」)(作成時期:1971年9月20日)	H15. 11. 17	H16. 8. 20	H18. 2. 21	550	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年02月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H18. 2. 24	570	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年02月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 10. 21	444	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年02月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 8. 23	385	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年08月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 11. 17	471	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1958年01月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 10. 19	442	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	朝鮮半島情勢(1959年11月20日)	H15. 12. 16	H17. 1. 14	H17. 9. 21	250	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	朝鮮半島情勢(1955年3月21日)(他、計3件)	H15. 12. 16	H17. 1. 14	H17. 10. 12	271	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	北朝鮮関連領事事務(1955年10月27日)	H15. 12. 16	H17. 1. 14	H18. 3. 2	412	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1974年3月-4月にかけて日中航空協定交渉の記録 3月13日の小川平四郎大使申し入れから4月20日の調印まで *3月24日以降の9回の全体会議と24回の作業部会を優先	H16. 1. 28	H16. 8. 25	H18. 3. 24	576	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	日中航空協定予備交渉の記録(第1回は1973年3月、第2回は1973年4月)(他、計2件)	H16. 1. 28	H16. 8. 25	H18. 1. 23	516	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	昭和49年、来日したフォード大統領と、田中角栄首相の会談内容が分かる文書	H16. 3. 4	H16. 7. 13	H17. 9. 21	435	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要し、また、首脳・閣僚レベルの往来等当初予測しなかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をあてることができなかったため。
	(大)：(新)国際会議・機関 (中)：国際会議・機関／経済・経済協力 (小)：水産 文書ファイル名：国際捕鯨委員会(第029回)特別会議 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1977年8月6日 保存期間：永年 (他、計2件)	H16. 2. 27	H17. 5. 31	H17. 7. 27	57	本件開示請求の主管課(室)には一度に大量の開示請求が寄せられたほか、マグロ類の条約の通常業務に加え、条約の国会審議の作業も加わる等多忙を極め、処理に予想以上の時間を要したため。
	(大)：(新)国際会議・機関 (中)：国際会議・機関／経済・経済協力 (小)：水産 文書ファイル名：国際捕鯨委員会(第030回) 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1978年4月1日 保存期間：永年 (他、計2件)	H16. 2. 27	H17. 5. 31	H17. 8. 24	85	本件開示請求の主管課(室)には一度に大量の開示請求が寄せられたほか、マグロ類の条約の通常業務に加え、条約の国会審議の作業も加わる等多忙を極め、処理に予想以上の時間を要したため。
	日本の地方産業政策及び地域発展、経済開発政策が対外政策、外交のおよぼした影響に関する文書。特に1968年2月&5-8月、沖縄の経済発展計画に関する文書。	H16. 4. 28	H17. 4. 28	H17. 9. 12	137	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要し、また、首脳・閣僚レベルの往来等当初予測しなかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をあてることができなかったため。
	行政文書ファイル「国連平和維持活動／日本の国際平和協力(検討)」内の文書で、日本の国連平和維持活動に対する政策に関わる文書。	H16. 9. 13	H16. 12. 13	H17. 5. 23	161	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また開示請求受付後、国連スーダンミッションの設立及びそれへの我が国協力の検討など当初予測し得なかった事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1998年10月 日韓共同宣言(金大中大統領・小渕首相)が出されるまでの日韓のやりとりについて経緯がわかる文書。	H16. 10. 6	H17. 11. 4	H18. 1. 23	80	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝政府間協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	アジア開発銀行関係(ADB) 設立関係 本店所在地問題 1965年06月01日 (他、計3件)	H16. 11. 2	H17. 4. 15	H17. 5. 2	17	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示・不開示の決定等に時間を要したため。
	アジア開発銀行関係(ADB) 特別基金関係 1965年12月01日	H16. 11. 2	H17. 4. 15	H17. 7. 11	87	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示・不開示の決定等に時間を要したため。
	行政文書ファイル「国連ナミビア独立支援グループ／要員派遣」(総合外交政策局国際平和協力室、1978年4月1日)の中の文書(ただし、電信システムの内部処理、管理に係る情報はのぞく)。	H16. 11. 8	H17. 4. 7	H17. 5. 13	36	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また開示請求受付後、国連スーダンミッションの設立及びそれへの我が国協力の検討など当初予測し得なかった事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1964年11月13日 佐藤首相、椎名外相による、外務省首脳部との中国問題に関する勉強会の議事録および準備資料。(他、計2件)	H16. 11. 10	H17. 4. 19	H17. 6. 8	50	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1973年2月に中国側が提示した航空協定日本側草案の対案および本件に関連したやりとりに関する記録（他、計2件）	H16. 11. 30	H17. 10. 31	H17. 11. 7	7	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	1973年3月に行われた日中航空協定に関する日本政府代表団（中江要介アジア局参事官ら）の訪中に関する記録（他、計2件）	H16. 11. 30	H17. 10. 31	H18. 2. 22	114	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	第3回中近東地域公館長会議（1957年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かるもの）（他、計2件）	H16. 12. 3	H17. 8. 2	H17. 9. 22	51	開示請求後、イスラエルのガザ地区撤退による、我が国のパレスチナ支援策策定及び、複数の博覧会賓の来訪等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	第5回中近東地域公館長会議（1959年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かるもの）	H16. 12. 3	H17. 8. 2	H17. 9. 12	41	開示請求後、イスラエルのガザ地区撤退による、我が国のパレスチナ支援策策定及び、複数の博覧会賓の来訪等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	第6回アジア太平洋地域公館長会議（1958年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かる文書）	H16. 12. 3	H17. 7. 1	H17. 8. 11	41	他の情報公開件数が多く、開示の検討に時間を要したため。また業務繁忙のため。
	第7回アジア太平洋地域公館長会議（1959年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かる文書）	H16. 12. 3	H17. 7. 1	H17. 8. 24	54	他の情報公開件数が多く、開示の検討に時間を要したため。また業務繁忙のため。
	コンゴ動乱 本邦の態度 第1巻 作成（取得）時期1960年07月01日	H16. 12. 15	H17. 4. 28	H17. 8. 3	97	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	行政文書ファイル「国際平和協力法／成立までの経緯」内の文書全て。（ただし、電信システムの内部処理、管理に係る情報は除く）	H17. 1. 17	H17. 4. 7	H17. 5. 23	46	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、また同時期に処理すべき開示請求が複数重なっており、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また開示請求受付後、国連スーダンミッションの設立及びそれへの我が国協力の検討など当初予測し得なかった事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	広報文化センター開設／タイ・インドネシア・イギリス・オーストラリア・ドイツ・香港・アラブ連合（1955. 6. 1）（※詳細については別紙参照）	H17. 1. 27	H17. 5. 30	H17. 8. 26	88	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	広報文化センター開設／ニューヨーク（1956. 1. 1）（※詳細については別紙参照）	H17. 1. 27	H17. 5. 30	H17. 9. 2	95	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	1989年7月のアルシュ・サミットの準備中および開催中に日本側とその他G7諸国との間で行われた中国問題に関する交渉・議論の記録。	H17. 2. 9	H17. 12. 28	H18. 1. 11	14	非公開を前提として関係国間の信頼のもとに協議を行う主要国首脳会議の特殊性から当初の予想よりも慎重な審査を行う必要があり、かつ、協議先課室において、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていた等の為に、対象文書の審査に予想以上の時間を要したため。
	1969年7月のロジャース国務長官来日に関する文書（日本側準備資料、日本側要人との会談の議事録など）	H17. 4. 25	H17. 8. 25	H17. 9. 7	13	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要したため。
外務省 北米地域－在ヒューストン総領事館－政治 ファイル名：日本海呼称問題内の資料すべて（但し日本語資料のみ）	H17. 4. 26	H17. 7. 26	H17. 12. 26	153	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要し、また、第二期ブッシュ政権の政策、ハリケーン「カトリーナ」被災後の国内情勢のフォロー等当初予測しなかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をあてることができなかったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
	国際機関関係—国際連合日本政府代表部—国連事務局 ファイル名：北朝鮮人道支援内の資料すべて（但し、日本語文書のみ）	H17. 4. 26	H17. 12. 28	H18. 1. 13	16	事務処理は期限までに終了していたものの、年末年始の時期と重なり、最終的な通知手続に時間がとられたため、当初通知した期限を超過した。
	文化交流政策 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 1998年04月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 3. 30	92	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人情報、法人に関する情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	文化交流政策 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年02月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 3. 14	76	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人や法人に関する情報等が含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。
	文化交流事業 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 1999年06月10日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 2. 21	55	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	国際交流基金 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年06月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 1. 24	27	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人や法人に関する情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	図書館 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年04月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 1. 13	16	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人や法人に関する情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	「社団法人日本リサーチ協会」に関する一切の資料 ○ 設立時の定款、登本、趣意書等又その後の提出書類等 （設立は昭和45年）	H17. 6. 10	H17. 10. 11	H17. 10. 17	6	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、公開することにより、個人や法人の権利・利益を害するおそれのある情報が含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・マイヤー大使会谈概要」昭和46年5月28日外務省電信案	H17. 6. 13	H17. 10. 13	H17. 10. 19	6	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要したため。
	北方領土問題（国家院公聴会） 2002年1月1日 ロシア課 「領土問題について国家院公聴会でどのようなことが話し合われ、それに対して日本側はどのように対応したのかについて。」	H17. 6. 13	H17. 9. 5	H17. 10. 17	42	ロシア側の情報源に関する情報の開示の可否等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	海外広報／北方領土問題 1992年4月1日 大臣官房海外報道課 「我が国は、海外において、どのような北方領土に関する広報を行っているのか。」	H17. 6. 13	H17. 9. 30	H17. 11. 22	53	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	行政文書ファイル「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書の全て。	H17. 10. 4	H18. 3. 3	H18. 3. 24	21	事務手続き上の不備があったため。
資源エネルギー庁	再処理施設建設に係る設計工事認可及び改造に係る設計工事認可等	H14. 7. 31	H17. 3. 31	H17. 8. 1	123	対象となる行政文書には、核物質防護に関する情報、二国間協定に基づく機微な技術に関する情報等が含まれており、当初想定していた開示に係る確認作業を上回る作業量が発生したため。

○延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの(資料5)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	開示請求2005-00435(件名「広報活動 アジア地域-在大韓民国大使館-広報 2000年05月10日」)の相当部分の決定において、開示決定等された文書。同じく2005-00437の相当部分の決定において、開示決定等された文書。(計2件)	H17.12.16	H18.1.15	75	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。また、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要しているため。	
	1980年代から現在に至る間での捕鯨問題に関する文書。	H17.12.15	H18.1.14	76	請求内容の確認及び文書の特定のため開示請求者に電子メールを送付していたが、開示請求者から回答がなく、他の連絡手段もなく、処理に着手できないため。	
	「中国遺棄化学兵器処理事業」に関係のある次のことが分かる文書(1)市販雑誌の記事(*)によれば、(*文藝春秋発行「諸君」2003年11月号の児玉博「隠されたもう一つの「対中援助」」94頁から一部抜粋なお他マスコミ等でも同種記事散見) 国際的な化学兵器禁止の動きが加速していく平成四年二月二十七日にジュネーブで開かれた軍縮会議の席上、中国代表団はこう発言している。「ある外国の国が中国に残した化学弾のうち三十万個を処理した。けれども、まだ二百万個以上が未処理である。また二十トンのマスタードガスを処理したが、(以下省略)	H18.1.25	H18.3.6	25	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	
	韓国の公的為替レートと、韓国で闇両替による為替の価格の実体について記載してある文書。通常韓国では、正式な為替相場では、韓国100ウォンが約日本円で11円のところ闇両替屋では、韓国100ウォンが約日本円で2円位で両替されている実体がある。この闇両替について記載されている文書。以上の正式名称が分からないので教示を願うとともに開示請求する。	H18.2.13	H18.3.15	16	開示請求受付後、竹島の日、日韓次官級戦略対話等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	H18.6.28付けで開示決定等を行った。
	2003(平成15)年9月16日から18日にかけて、日本の企業が中国広東省珠海市でおこなったとされる集団買春事件について、2003(平成15)年10月5日、広東省政府から広州日本総領事館に対しておこなわれた調査結果(捜査結果)についての回答文書又は記録。(他、計4件)	H18.2.17	H18.3.19	12	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。また、同時期に処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H18.4.13付けで開示決定等を行った。
1966年6月に田熊利忠氏(元外務省職員)を、1965年1月より北京に設置されていた「高碕事務所北京連絡事務所」に派遣することに関して、外務省内の議論の経過を知ることができる文書の開示を請求致します。(該当する行政文書を特定する上でご参考にして頂けたらと思います、参考史料を同封させていただきます。)	H18.2.28	H18.3.30	1	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。また、同時期に処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H18.6.26付けで開示決定等を行った。	

○延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1984年5月に来日した姫鵬飛国務委員と安倍外相ら日本側要人の会談記録	H17. 10. 21	H17. 12. 20	101	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	国連海洋法条約に基づき、日本が韓国近海で海洋調査を実施するに当たり、韓国に事前申請した書類一式及び韓国側の回答(2000年以降)	H17. 11. 2	H18. 1. 1	89	開示請求受付後、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	湾岸紛争/ポスト湾岸紛争 1991年2月1日(総合外交政策局軍備管理軍縮課)	H17. 11. 21	H18. 1. 20	70	開示請求の対象となりうる行政文書の開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。また、開示請求処理のプロセスにおいて、調整すべき実際の関係者が多く存在することが判明し、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明したため。	
	昭和48年10月(モスクワ・クレムリン宮殿) 田中・ブレジネフ会談の記録	H18. 1. 26	H18. 3. 27	4	第三国との関係に言及している箇所の開示の可否等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	H18. 5. 19付で開示決定等を行った。

○法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
宮内庁	侍従職事務日誌 昭和25年	H14.6.10	H15.4.7	1089	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
	侍従職事務日誌 昭和26年	H14.6.10	H15.7.7	998	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
	秘書課資料関係録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15.5.21	H16.11.11	505	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
	侍従職事務日誌 昭和20年8月～12月	H16.1.22	H16.6.21	648	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
外務省	「北朝鮮の核兵器開発問題」(詳細表示【分類】対アジア・太平洋地域外交-北東アジア-北朝鮮情勢【作成(取得)時期】1989年06月29日【保存期間】30年【作成者】アジア大洋州局北東アジア課)	H14.12.27	H16.1.26	795	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	国連代表権問題/中共【作成(取得)時期】1971年04月23日の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析(他、計3件)	H15.1.6	H16.4.20	710	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要しているため。	
	国連代表権問題/中共【作成(取得)時期】1969年01月30日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H16.10.20	527	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
	国連代表権問題/中共【作成(取得)時期】1970年09月10日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H16.12.20	466	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
	1998年の国連タジキスタン監視団(UNMOT)への人材派遣の決定について作成・取得した文書一切(国連関係機関とやりとりした文書を含む)。	H15.4.4	H17.4.20	345	「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議と要人往来の準備等を始めとする事務繁忙のため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	行政文書ファイル名「タジキスタン（秋野政務官1）作成時期1997年9月25日」（他、計6件）	H15. 4. 4	H17. 4. 24	341	「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議と要人往来の準備等を始めとする事務繁忙のため。	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約（ワシントン条約） 1973年11月16日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの。（他、計4件）	H15. 5. 16	H18. 1. 31	59	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要しているため。	内、一件はH18. 4. 12付けで開示決定を行った。
	「北朝鮮2」、「北朝鮮4」、「北朝鮮5」、「北朝鮮6」、「北朝鮮7」、「北朝鮮8」（計6件）	H15. 8. 4	H17. 8. 25	218	開示請求対象文書が著しく大量であること、及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができないため。	
	1971年末、インド・パキスタン紛争（印パ戦争）を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応をめぐって、外務省内の政策立案、国連代表部と本省との協議、及び国連内外において行われる日本と関係各国との協議に関する記録。	H15. 11. 12	H16. 12. 16	470	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要しているため。	
	1971年末、インド・パキスタン紛争（印パ戦争）を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応をめぐって、外務省内の政策立案、国連代表部と本省との協議、及び国連内外において行われる日本と関係各国との協議に関する記録。（作成時期：1971年12月1日）	H15. 11. 17	H16. 12. 16	470	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要しているため。	
	在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関して、1955年から1959年にかけて日本政府が日本赤十字から受けとった文書と日本政府が日本赤十字に送った文書（メモ類も含む）。在日朝鮮人に関する日本赤十字社の調査資料、日朝赤十字間の交渉記録、日本赤十字社と赤十字国際委員会の間の交渉記録、日本政府内の検討資料など。（他、計2件）	H15. 11. 17	H16. 8. 3	605	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	（新）領事・移住-諸外国並びに諸外国間領事関係-諸外国並びに諸外国間領事関係 作成時期1959年04月10日（他、計2件）	H15. 12. 3	H16. 8. 3	605	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	（旧）内外人外国在留旅行及び保護取締関係-外国在留及び保護取締-出入国、保護、取締、送還 作成時期1956年02月01日（他、計17件）	H15. 12. 3	H16. 8. 3	605	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	北朝鮮関連領事事務（1956年6月27日）（他、計6件）	H15. 12. 16	H17. 1. 14	441	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1988年2月、北東アジア課の担当が大韓航空機爆破事件のキムヒョンヒに会って、話した内容の報告書。（他、計8件）	H15. 12. 22	H17. 1. 21	434	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要しているため。	
	日韓漁業協定の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料。	H16. 1. 30	H17. 12. 31	90	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	日韓基本条約の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料。	H16. 1. 30	H18. 2. 28	31	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	



行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	「フランス・中共外交関係樹立」(1964.01.27)	H16.6.4	H16.10.2	545	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
	1958年1月から同年8月までの沖縄軍用地政策及びそれに関係する外務省資料	H16.6.4	H17.7.4	270	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	沖縄の施政権返還に係る1972年1月、米国サンクレメントにおける福田赳夫外務大臣ーロジャース米國務長官会談の議事録もしくはその会談に関する一切の資料	H16.7.7	H16.11.8	508	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	2004年7月8日～18日に、曾我ひとみさんが家族と再会するためにインドネシアに滞在したことに関して、外務省ないし日本政府が支出したことを示す会計関係の書類(会計報告書のようなもの。なければ、本人や職員の宿泊費、飲食代や飛行機代などの領収書)	H16.8.13	H16.12.17	469	開示請求受付後、日朝実務者協議、DNA鑑定等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	難民条約加入に関する質疑応答	H16.11.4	H17.2.17	407	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示・不開示の決定に係る各省合議等の作業に予想外の時間を要することが判明したため。	
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書	H16.11.11	H17.12.12	109	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	軍事郵便貯金に関する文書	H16.11.5	H17.3.7	389	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	日中航空協定交渉(ファイル作成日時:1974年04月23日)(他、計3件)	H16.11.30	H17.10.31	151	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	内、一件はH18.4.26付けで開示決定を行った。
	1969年11月、佐藤総理は米国を訪問し、ニクソン大統領と会談した。この会談の準備過程を含め、この時の日米首脳会談に関する会議記録、公電、準備文書、メモ、その他一切の公文書の開示を請求いたします。なお、参考のため、行政文書ファイル管理簿にある関連すると思われる「佐藤総理訪米」に関する行政文書ファイルを別途添付しました。	H16.12.8	H17.4.7	358	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	カーレル・ドールマン号事件(C2.4.0.2-5-1)(西イリアン問題一件(A'-0379)、000-1241に記載有)	H16.12.15	H17.4.14	351	開示請求受付後、愛・地球博の開催をはじめとして様々な案件による要人往来で多忙を極め、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1956年6月から同年12月までの沖縄軍用地政策及びそれに関係する外務省資料（平成16年3月31日に一度開示決定あり、開示請求番号2003-00553）・参考資料を別添	H17. 2. 15	H17. 8. 17	226	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	1. わが国が戦後半世紀も経ってから「中国における旧日本軍遺棄化学兵器処理事業」を突然に決定実施することになった明確な理由・根拠、並びにその発端から決定時点までの日中外交折衝の経緯・内容（具体的なやりとり。当然あったと思われる次の2に関しての相手方への調査要請・応酬を含む）が分かる文書。2. そもそも当該「遺棄化学兵器」（推定総計毒ガス砲弾約70万発他もの多量）は、本当は一体誰が捨てたのか-敗戦時に日本軍なのか、停戦武装解除で日本軍の武器弾薬一式を入手以後にソ連軍・（それをソ連軍からそっくり武器援助されて（以下省略）	H17. 2. 23	H17. 9. 26	186	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H18. 5. 18付で開示決定等を行った。
	行政文書ファイル「日米政策企画協議」（1972年6月14日作成、情報調査局企画課）内の文書で、協議の議事録と事後評価、事前ペーパー。（他、計6件）	H17. 3. 2	H17. 10. 31	151	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、かつ内容も多岐にわたるため、調査検討に時間を要しているため。	H18. 4. 7付で開示決定等を行った。
	1969年11月の佐藤首相と愛知外相の訪米に関する文書（準備資料、米国側要人との会談の議事録など）	H17. 4. 25	H17. 8. 25	218	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	アジア地域-在濟州総領事館-対韓国文化活動 ファイル名：日本海呼称問題内の資料すべて（但し日本語文書のみ）	H17. 4. 26	H17. 12. 26	95	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1966年8月 長谷川代議士を団長とする抑留日本人墓参の代表団がウランバートルとスヘバートルを訪問した記録および背景・準備資料。	H17. 5. 11	H18. 2. 13	46	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	平和条約締結に関する世論啓発事業（作成（取得）時期）2000年4月1日（作成者）在ロシア日本大使館日ロ平和条約締結へ向けての、ロシア国内での日本政府の広報活動についての情報が欲しい。	H17. 6. 3	H17. 12. 26	95	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。特に、民間会社とのやりとり等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	文化交流政策 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流2000年01月01日（他、計2件）	H17. 6. 9	H17. 12. 28	93	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、公表しないことを前提とした個人名、団体名等の情報が非常に多く含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。	H18. 4. 3付及びH18. 4. 13付で各々開示決定等を行った。
	平成15年度歳出（支出関係／総括）（手引き・マニュアル）	H17. 7. 19	H17. 11. 18	133	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	在外公館用会計事務の手引き	H17.7.19	H18.1.31	59	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	総括（会計事務の手引き）	H17.7.19	H18.3.31	0	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	日・中共関係 1970年01月01日作成のファイル中1. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者（外交官のみならず、自民党関係者も含む）と中国政府関係者との接触の記録3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地の新聞雑誌報道の要約などは不要）（他、計2件）	H17.8.8	H18.1.10	80	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1960年1月（14日から16日か）に香港で行われた、外務省アジア局長・中国課長や日本外交官らによる中国問題に関する会議の議事録・発言録および関連する資料（配布された資料など）。（他、計3件）	H17.8.11	H18.2.10	49	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	外交および行政資料の作成、分類、処理および他の業務手続きなどのための諸マニュアルの開示を請求する。	H17.11.21	H18.2.20	39	開示請求の対象となっている行政文書の特定に時間を要し、かつ、当初予定していたよりも開示・不開示の判断を慎重に行う必要性が判明し、また協議先の課室も複数にのぼり、予想以上に処理に時間がかかったため。	H18.4.24付で開示決定等を行った。
	昭和30年代（ソ連のフルシチョフ期）の日ソ文化交流に関する行政文書。特に（1）1957年（昭和32年）8月のポリショイ・バレエ団の訪日（2）1961年（昭和36年）7月の歌舞伎座の訪ソ	H17.12.7	H18.3.6	25	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人に関する情報、公にすることにより他国との信頼関係を損ねるおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれのある情報を非常に多く含んでおり、対象文書の審査に時間を要しているため。	
	1953年、在日中国人（華僑）の中国送還に関する日中（中共）間、日台間協議、外交記録の件、これに関連して16回外交記録公開などに戦後直後の在日外国人の保護引揚関係或いは中国人遺骨送還関連文書はすでに公開されていますけれども、在日華僑の送還に特定した文章を求めています。（他、計2件）	H17.12.13	H18.3.13	18	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

○法第11条を適用している事案で、開示決定等までに1年超を要したものの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
宮内庁	式部職 儀式録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15. 1. 17	H18. 3. 27	1161	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。(計3件)
警察庁	①「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(ばちんこ)平成13年」内の文書 ②「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(ばちんこ)平成14年」内の文書 ③「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(回胴式遊技機)平成13年」内の文書 ④「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(回胴式遊技機)平成14年」内の文書 ⑤「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(ばちんこ)平成13年」内の文書 ⑥「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(ばちんこ)平成14年」内の文書 ⑦「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(回胴式遊技機)平成13年」内の文書 ⑧「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(回胴式遊技機)平成14年」内の文書(8件)	H17. 1. 20	H18. 1. 31	377	8件の案件とも主管課が同じであるとともに、開示請求に係る行政文書は大量であり、また、当該文書を提出した法人等との調整が必要であったことにより、決定の検討に時間を要したため
総務省	特定政党の平成15年分収支報告書に添付された領収書等書類の写し	H16. 12. 27	H17. 12. 28	366	請求者から、平成13～15年分の特定政党の収支報告書に添付された領収書等の写しについて開示請求を受けたが、対象となる行政文書は3年分で合計約14,000枚に及ぶ大量のものであり、所掌事務の繁忙に加え、対象文書の審査に時間を要したため
検察庁	大阪地方検察庁における支出計算書(平成11年度から13年度)(3件)	H14. 5. 16	H17. 9. 27	1,230	平成14年7月12日に、平成11年度から13年度の相当部分(約2,100枚)につき開示決定をしているものであるが、それでもなお、残りの対象となる文書量については、平成11年度分約30,600枚、平成12年度分約28,600枚、平成13年度分約29,400枚におよび、この他にも複数の開示請求者から同時期に大量の行政文書(平成8年度、同10年度の同種の文書等)の開示請求がなされ、審査に時間を要したため。
			H18. 1. 25	1,350	
			H18. 2. 22	1,378	
外務省	国連第026回総会/中共代表権問題 [作成(取得)時期] ①1971年07月01日 ②1971年09月20日 国連代表権問題/中共 [作成(取得)時期] ③1971年10月05日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する 1. 政策決定過程がわかる文書 2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの 3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H17. 10. 26	1,024	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約900枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
			H18. 2. 16	1,137	
			H18. 2. 21	1,142	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	国連第024回総会/中共代表権問題 [作成(取得)時期] ①1969年07月01日	H15. 1. 7	H17. 10. 24	1, 021	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約850枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共 [作成(取得)時期] ②1970年01月07日 ③1970年09月26日 ④1970年10月13日		H17. 10. 26	1, 023	
	国際連合における中国代表権問題一件 [作成(取得)時期] ⑤1970年10月01日		H17. 11. 21	1, 049	
	の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する 1. 政策決定過程がわかる文書 2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、 意向、目的、方針がわかるもの 3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析		H18. 3. 10	1, 158	
			H18. 3. 29	1, 177	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) ①1971年08月11日 ②1972年12月05日 ③1973年09月07日 ④1972年02月21日 ⑤1973年01月09日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの。他 (計5件)	H15. 5. 16	H18. 1. 31 (①~③)	991	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約2,600枚)であり、また、同時期に多数の開示請求処理業務が集中したことにより、対象文書の探索、主管局部の特定、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に多くの時間を要したため。	
		H18. 3. 31 (④~⑤)	1, 050		
1967年開催の国連総会のために省内で作成された日本の基本方針および議題別対処方針を記した文書。他 (計10件)	H15. 5. 27	H17. 10. 27	884	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約1,100枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。 (計2件)	H15. 8. 4	H17. 11. 1	820	開示請求対象文書が著しく大量(開示頁数計約250枚)であること、及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
1971年国連第26回総会における中国(中共)代表権問題審議をめぐる日本の対応に関する政府(外務省)内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。 (関係ファイル:「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」)(作成時期:1971年7月1日)	H15. 11. 12	H18. 2. 16	827	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数約350枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1971年国連第26回総会における中国（中共）代表権問題 審議をめぐる日本の対応に関する政府（外務省）内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。 （関係ファイル：「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」）（作成時期：1971年9月20日）	H15. 11. 17	H18. 2. 21	827	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約550枚）で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係－外国在留及び保護取締－出入国、保護、取締、送還 ①作成時期1959年02月01日 ②作成時期1959年08月01日 ③作成時期1958年01月01日	H15. 12. 3	H17. 8. 23	629	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約1,500枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
			H17. 10. 19	686	
			H17. 10. 21	688	
			H17. 11. 17	715	
			H18. 2. 24	814	
	①朝鮮半島情勢（1959年11月20日） ②朝鮮半島情勢（1955年3月21日）（他、計3件） ③北朝鮮関連領事事務（1955年10月27日）	H15. 12. 16	H17. 9. 21	645	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約1,800枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
			H17. 10. 12	666	
			H18. 3. 2	807	
	①北朝鮮情勢 1969年1月13日作成 ②南北朝鮮関係 1975年1月1日作成 ③北朝鮮関連領事事務 1974年4月9日作成 ④北朝鮮関連領事事務 1962年1月28日作成（他、計32件）	H16. 1. 16	H17. 9. 13	606	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約12,400枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
			H17. 9. 16	609	
			H17. 9. 21	614	
			H17. 9. 22	615	
日中航空協定予備交渉の記録 （第1回は1973年3月、第2回は1973年4月） （他、計2件）	H16. 1. 28	H18. 1. 23	726	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約800枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。	
H18. 3. 24		786			
1974年3月－4月にかけて日中航空協定交渉の記録 3月13日の小川平四郎大使申し入れから4月20日の調印まで *3月24日以降の9回の全体会議と24回の作業部会を優先					

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	(大) : (新) 国際会議・機関 (中) : 国際会議・機関／経済・経済協力 (小) : 水産 文書ファイル名： ①国際捕鯨委員会 (第032回) 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1979年12月1日 (他、計41件) ②国際捕鯨委員会 (第029回) 特別会議 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1977年8月6日等 (計2件) ③国際捕鯨委員会 (第030回) 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1978年4月1日等 (計2件) ④国際捕鯨委員会／米国の動向 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1988年3月11日	H16. 2. 27	H17. 5. 31	459	開示請求の対象となった行政文書の量が著しく大量 (開示頁数計約18,600枚) で、かつ本件開示請求の主管課 (室) に一度に大量の開示請求が寄せられたため。
			H17. 7. 27	516	
			H17. 8. 24	544	
			H17. 11. 18	630	
	昭和49年、来日したフォード大統領と、田中角栄首相の 会談内容が分かる文書	H16. 3. 4	H17. 9. 21	566	対象となりうる行政文書が著しく大量 (探索ファイル数計11冊) で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に十分な時間を要し、また、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。
	日本の地方産業政策及び地域発展、経済開発政策が対外政策、外交のおよぼした影響に関する文書。特に1968年2月&5-8月、沖縄の経済発展計画に関する文書。	H16. 4. 28	H17. 9. 12	502	対象となりうる行政文書が著しく大量 (探索ファイル数計39冊) で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に十分な時間を要し、また、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。
	中共問題 ①1964年01月17日 ②1962年03月30日 1. 日本政府 (外務省) の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府 (外務省) 内部の討議などがわかる文書等。 2. 日本側当局者と中国政府関係者との接触の記録 3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告	H16. 5. 18	H18. 3. 24	675	対象となる行政文書が著しく大量 (開示頁数計約200枚) であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
H17. 8. 25	464				

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日台接触 ①1972年05月21日 日台関係 ②1975年07月01日 ③1975年01月01日 日台航空 ④1975年07月01日 ⑤1974年04月01日 ⑥1974年06月01日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、または日本政府内部の討議などがわかる文書等 2. 日本側当局者と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16. 6. 3	H17. 7. 25	417	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約400枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
			H17. 11. 18	533	
			H18. 1. 31	607	
			H18. 2. 2	609	
			H18. 3. 3	638	
			H18. 3. 10	645	
	「ヴェトナム戦争 本邦の立場及び役割 第1巻」、同「第2巻」（計2件）	H16. 6. 4	H17. 7. 4	395	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約1,000枚）で、開示請求が本件以外にも多数有り、また2004年6月の越首相訪日、7月のオビニオンリーダー招聘、9月越前国家主席訪日、10月ASEM5（於越）等他の事務も著しく繁忙であったため。
	1970年10月11日から12日にかけて愛知揆一外相が沖縄を訪問した際に行った、 ①米軍関係者との会談に関する準備資料とその記録。 ②演説の内容。	H16. 6. 4	H17. 6. 24	385	対象となりうる行政文書が大量（探索ファイル数計20冊）で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に十分な時間を要し、また、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。
	H17. 7. 4		395		
	1949年から1955年にかけて日本の外国資本導入制度が確立し、再編された。この外資導入に関わる外務省の政策形成過程、制度の取り組み及び外資系業者の実体に関する行政文書の開示を請求する。	H16. 6. 7	H17. 6. 30	388	1. 開示請求の対象となる文書の年代が古く、また期間も長いことから、文書の探索、特定に予想外の時間を要したため。 2. 年代が古い本案件の所管官庁は既に機構改革を経ているため、現在の所管の決定が難しく、予想外の時間を要したため。
	本邦における外国人の出入国、居住、営業関係/ ①法規関係/外国人登録令 第1巻（他、計7件） ②入管情報並びに出入国管理統計 月報 第2巻	H16. 6. 29	H17. 7. 28	394	対象文書が著しく大量（開示頁数計約1,650枚）であったことに加え、当時、中国団体観光旅行の地域拡大及び韓国人に対する査証免除措置等の案件の対応に忙殺されていたため。
H17. 7. 29			395		
H17. 11. 11			500		
	日朝関係（出入国関連案件） ①1966年8月1日（他、計10件） ②1970年4月1日（他、計7件）		H17. 11. 21	510	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約6,600枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が
	沖縄復帰一般（1972年5月） 1972年05月15日作成 （決裁注：1件の行政文書ファイル（簿冊数1）に対する開示請求であるので、「対象となりうる行政文書が大量」云々は主張しがたいと思料。他方、同一の開示請求者から同一日に10件余の開示請求を受けているため、「同時期に多数の開示請求が集中し」とした。）	H16. 7. 5	H18. 2. 2	577	同時期に多数の開示請求が集中し、また、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。



行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	59年5月13日の日本-南ベトナム賠償協定の調印、藤山愛一郎外相のサイゴン訪問記録・資料。	H16.7.28	H17.8.24	392	開示請求が本件以外にも多数有り、また2004年6月の越首相訪日、7月のオピニオンリーダー招聘、9月越前国家主席訪日、10月ASEM5（於越）等他の事務も著しく繁忙であったため。
	(大)(新)政治・外交・国際紛争・司法、 (中)諸外国内政・国情、 (小)諸外国内政・国情、 文書ファイル名 ①東独政治 作成者 外務省欧亜局東欧課 作成(取得)時期 1972年1月31日（他、計5件） (中)諸外国外交、 (小)国家承認、国交樹立・断絶・回復、 文書ファイル名 ②東独/諸外国国家承認 作成者 外務省欧亜局東欧課 作成(取得)時期 1972年1月1日（他、計6件）	H16.9.15	H17.9.22	372	一度に多数の開示請求が行われ、かつ開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量（開示頁数計約4,400枚）で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査に長時間を要し、また、開示請求の対象文書に外交上機微な情報が多く含まれていたため、慎重に審査を行う必要性があったため。
		H17.10.17		397	
	行政文書ファイル名「国際捕鯨委員会[作成(取得)時期：1971年10月01日]」に含まれる文書。（他、計2件）	H16.9.29	H18.2.17	506	開示請求の対象となった行政文書の量が著しく大量（開示頁数計約800枚）で、かつ本件開示請求の主管課（室）に一度に大量の開示請求が寄せられたため。
	1998年10月 日韓共同宣言（金大中大統領・小渕首相）が出されるまでの日韓のやりとりについて経緯がわかる文書。	H16.10.6	H18.1.23	474	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝政府間協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1965年12月12-15日の李東元韓国外相来日の際の会談記録	H16.10.18	H17.11.16	394	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたこと、開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝政府間協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
	1970年2月に行われた、北原駐南ベトナムによる、ポーランドICC代表に対する、北ベトナムへの「日本側に北越と非公式に接触の用意がある」との伝言の依頼について詳細を示す資料。（他、計6件）	H16.11.10	H17.12.2	387	開示請求が本件以外にも多数有り、また2004年12月の越労働・傷病兵・社会問題大臣、2005年3月越外相（外賓）、4月越国会調査団の訪日等他の事務も著しく繁忙であったため。
	1973年4月14日-21日 三宅和助南東アジア第一課長などの北ベトナム訪問に関する資料。会談録、準備資料など。		H17.12.5	390	
	1973年3月に行われた日中航空協定に関する日本政府代表団（中江要介アジア局参事官ら）の訪中に関する記録（他、計2件）	H16.11.30	H18.2.22	449	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約200枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
中国に関する第三国協議 1964年06月01日 1. 日本政府と他国との中国・台湾問題をめぐる協議の内容がわかる文書・公電類 2. 日本側当局者（外交官のみならず自民党関係者も含む）が中国政府関係者に、直接・間接を問わず試みた接触の内容がわかる文書・公電類 3. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。 4. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地の新聞雑誌報道の要約などは不要）	H16.12.17	H18.2.17	427	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数約150枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日・中共関係 1968年04月01日作成 1. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者（外交官のみならず、自民党関係者も含む）と中国政府関係者との接触の記録 3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地の新聞雑誌報道の要約などは不要）	H17. 1. 5	H18. 2. 16	407	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
	国連代表権問題／中共 1966年01月14日作成の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、（例、議事録、会談録全般、外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などが分かる文書、）2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの（最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、）3. 外務省（特に国連局）の各時期における情勢分析	H17. 1. 25	H18. 2. 8	379	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数約250枚）で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	日中関係 1970年10月01日 1. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の議論・討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者（外交官のみならず、自民党関係者も含む）と中国政府関係者との接触の記録、または日本側当局者と諸外国関係者との中国問題をめぐる討議の記録。3. 在外公館から中国に関する本省宛の公電や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地の新聞雑誌報道の要約、中国の経済産業の統計資料は不要）	H17. 2. 7	H18. 3. 8	394	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数約150枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であるため。
財務省	市町村から提出された国有財産譲与申請書に添付された図面（公図に当該法定外公共物等が用途別に明示された図面）	H17. 1. 7	H18. 2. 9	398	開示請求にかかる行政文書が著しく大量（10万枚超）であり、段階的な開示決定等に当たって審査に時間を要したため。 （参考） H17. 3. 7 : 25, 294枚分 H17. 6. 21 : 38, 055枚 H17. 9. 6 : 20, 304枚 H17. 12. 13 : 17, 667枚 H18. 2. 9 : 10, 866枚

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
国税庁	「審理事例検索システム」に保存される行政文書のすべて	H14. 2. 4	H17. 4. 7	1, 158	約15,000件分の文書について、H14. 4. 5に相当の部分(30枚)の開示決定以降順次開示決定等しているもの。 H14. 12. 20 : 63. 1KB (29枚分) H16. 4. 23 : 12. 69MB (9, 559枚分) H16. 9. 9 : 1. 16MB (789枚分) 今回は、 H17. 4. 7 : 2, 155枚分 H17. 8. 26 : 820枚分 H17. 12. 8 : 1, 433枚分 を開示決定等したもの
			H17. 8. 26	1, 299	
			H17. 12. 8	1, 403	
	①昭和47年9月20日付直法秘3-10ほか12課共同「法人税事務提要の制定について」 ②昭和48年9月12日付直法秘5-3ほか12課共同「源泉所得税事務提要の制定について」 ③昭和58年12月8日付直法4-15ほか4課共同「総合オンラインシステムにおける法人税内部事務の実施要領について」(事務運営指針) (計3件)	H16. 7. 22	H17. 12. 21	517	対象文書が古い上に大量であり、文書特定・抽出及び開示・不開示の審査に時間を要したため。また、同時期に同一の者から多数の開示請求がなされていたため。 ①29文書、2, 306枚 ②2文書、923枚 ③2文書、476枚
資源エネルギー庁	再処理事業所再処理施設のうち使用済燃料受入・貯蔵施設の使用前検査に係る ①使用前検査要領書 ②使用前検査成績書 (2件)	H15. 6. 20	H17. 12. 27	921	対象となる行政文書が、著しく大量であり、かつ同一の担当課において同時期に他の大量の開示請求が重なってしまったこと。また、核物質保護及び二国間協定に基づく技術に関する機微な情報等が含まれていたことから、開示・不開示の判断に相当の時間を要したため。 ①4, 746枚 H15. 8. 19 : 270枚 H17. 12. 27 : 4, 476枚 ②30, 482枚 H15. 8. 19 : 2, 330枚 H17. 12. 27 : 2, 8152枚
	再処理施設建設に係る設計工事認可及び改造に係る設計工事認可等				
会計検査院	衆議院から提出された支出証拠書類及び前渡資金証拠書類(平成14年度の(目)国政調査活動費に係る分。)	H16. 4. 12	H17. 5. 10	393	開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、かつ、開示・不開示に関しては衆議院に意見照会を行ったことから、順次開示決定を行ったものの、その手続等に時間を要したため。
			H17. 5. 19	402	

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料9)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
人事院	平成16年度国家公務員採用試験における性格検査に基づく質問参考資料及び(Ⅲ種)最終結果一覧表	H17.2.18	H17.8.10	173	機微名内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要だったため
	平成16年度国家公務員採用試験の官庁訪問用評定票(雛型)	H17.2.18	H17.7.8	140	諮問するに当たり、慎重に審査する必要があったため
	平成16年度国家公務員採用試験における採点方法及び採点要領等	H17.3.22	H17.11.1	224	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要なため
	平成16年度職種別民間給与実態調査における標本事業所名簿	H17.4.21	H17.10.11	173	所掌の業務が繁忙を極め、また慎重な検討を必要としたため、諮問に係る事務手続きの処理に時間を要したため
内閣府	沖縄佐川急便合資会社及び琉球佐川急便株式会社に係る貨物自動車運送事業法第15条運輸の協定、設備の共用、共同経営第6条第4項、積卸施設等、浦添市勢理客561-10(上記2社が、同一敷地(浦添市勢理客561-10)に法人を設立していた事実が登記簿から確認されたため、貨物自動車運送事業法においても手続きがなされたとする申請書等。)	H16.12.10	H17.6.6	178	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため
	琉球佐川急便に対する貨物自動車運送事業法第3条許可(昭和63年8月10日設立直後)	H16.12.10	H17.6.6	178	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため
	貨物自動車運送事業法第9条事業計画変更に伴い増車届出のあった車両「沖縄11い111」に係る道路運送車両法第10条国土交通大臣の通知書(平成3年2月28日付け陸運事務所において変更登録)	H16.12.10	H17.6.6	178	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため
宮内庁	昭和天皇記念館展示関連文書	H17.5.20	H18.1.18	233	不服申立てを受けた後、さらに開示・不開示に検討作業等に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。
警察庁	捜査時における自閉症児者との対応に関する留意事項が記載されている文書(都道府県警察が警察庁へ提出したもの)	H16.11.29	H17.5.9	161	本件対象文書の不存在を確認するため、主管課等において文書の再検索に時間を要したため
	長官、次長、局長の人事記録	H17.4.13	H17.8.19	128	本件対象文書の不開示部分及び不開示理由について再度の検討に時間を要した他、同様の不服申立ての対応も併せて行ったことから諮問までに時間を要したもの
	「運転免許証の番号の形式及び内容について」	H17.4.20	H17.8.19	97	同様の不服申立が複数あり、諮問までに時間を要したものの
	「運転免許証の仕様及び運転免許証作成システムの基準について」	H17.4.20	H17.8.19	97	同様の不服申立が複数あり、諮問までに時間を要したものの
防衛庁	有事法制検討会議(「有事法制検討会議設置要綱について(通達)」(防防防第6932号13.9.3))が、検討のため収集・作成した文書(文書の特定)	H15.6.10	H17.9.9	822	特定文書の妥当性について、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討が必要であったため。
	「対米関係」平成12年1～2:1.米国の国家ミサイル防衛(NMD)配備問題(28付ワシントンポスト紙報道)～31.国防関連記事(報道:防衛情報)(一部開示決定の取り消し)	H15.8.20	H17.9.27	769	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	「対米関係：BMDカンファレンス」00年～01年（一部開示決定の取り消し）	H15.8.20	H17.9.27	769	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「国際関係一般」平成11年～平成12年（一部開示決定の取り消し）	H15.8.20	H17.9.27	769	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。
	(1) 第1回研究本部セミナー資料 平成15年6月28日 研究本部 (2) 第1回研究本部セミナー イラク戦争の教訓と将来の陸上戦闘様相 (平成15年6月28日 研究本部) (一部開示決定の取り消し)	H15.11.13	H17.11.25	743	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	(1) ミサイル防衛《検討メモ》(2) BMD防衛構想(3) 弾道ミサイル防衛(BMD)について 2003年8月 防衛庁(4) 平成16年度概算要求関連想定問答【ミサイル防衛】2003年8月（一部開示決定の取り消し）	H16.2.27	H17.9.9	560	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「外国政府に対する秘密の提供について（通達）」（平成15年防防調第2144号）に基づいて外国政府に対して行われた秘密の提供の事例を示す文書（不開示決定の取り消し）	H16.4.6	H17.5.25	414	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。
	海上幕僚監部の海上自衛隊史摘要欄のうち各年度の最も早い時期の頁の一部開示決定に関する件	H16.4.6	H17.9.9	521	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「秘密事項定期検査について」等の一部開示決定に関する件	H16.4.6	H17.9.27	539	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。
	参考資料ビデオ「武力紛争法の原則」の一部開示決定に関する件	H16.4.13	H17.5.25	407	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「職務調査表の作成について（回答）（特警隊第14号。15.1.28）」（不開示決定の取り消し）	H16.5.6	H17.11.24	567	不開示の妥当性を再精査するのに、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	防衛、警備等計画の作成等に関する内訓の一部開示決定に関する件	H16.5.6	H17.8.5	456	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	「航空自衛隊とのLINK接続に関する一考察」の一部開示決定に関する件	H16.5.12	H17.8.3	448	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	平成10年度発簡報償費（5年）について：資金交付請求・領収証書、支払決議書及び使用状況（陸自北部方面調査隊留萌派遣隊）（一部開示決定の取り消し）	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費関連（5年）について：資金交付請求・領収証書及び支払決議書（陸自北部方面調査隊美幌派遣隊）（一部開示決定の取り消し）	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費関連（5年）について：資金交付申請・領収証書及び資金交付請求・領収証書（防衛庁陸上自衛隊北部方面調査隊美幌派遣隊）（一部開示決定の取り消し）	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	平成10年度報償費使用状況(5年)について:使用状況(陸自北部方面調査隊上富良野派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費支払決議書(5年)について:支払決議書(陸自北部方面調査隊帯広派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費支払書(5年)について:支払決議書(陸自北部方面調査隊北恵庭派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	自衛艦隊の海上自衛隊史摘要欄のうち各年度の最も早い時期の頁の一部開示決定に関する件	H16.6.1	H17.9.9	465	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成11年度報償費(5年)について:資金交付請求・領収書、使用状況、支払明細書及び支払決議書(陸自北部方面調査隊真駒内派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.6.10	H17.10.11	488	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	「ビデオ」(「艦船と安全」2003年11月号39頁紹介)(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.7.6	H17.9.9	430	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「新たな陸上自衛隊の体制構築の考え方」(04年5月14日付「琉球新報」紹介)(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.7.6	H17.9.8	429	請求文書の存否について、機関等も含めて再精査を行う必要があったため。
	陸上自衛隊第2師団の身上把握集計表の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊北部方面隊の身上把握集計表等の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊第2師団の身上把握集計表の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊北部方面隊の身上把握集計表等の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	「戦史資料の一般公開に関する内規」「公文書の公開審査実施計画」(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.7.28	H17.11.25	485	特定文書の妥当性を再精査するのに、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討を行う必要があったため。
	中央資料隊蔵書リスト(文書の特定)	H16.8.4	H17.9.8	400	文書特定の妥当性を再精査するのに、行政文書の存在の再確認や関係機関との調整を含めた慎重な作業が必要であったため。
	「教育一般」特警隊第20号(15.2.19)(一部開示決定の取り消し)	H16.8.4	H18.2.10	555	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	(1)有事法制第3分類の検討資料(2)有事法制の研究第2分類について(3)有事法制研究公表文(文書の特定)	H16.8.24	H17.9.9	381	特定文書の妥当性を再精査するのに、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討を行う必要があったため。
	データ・リンク接続に関する標準運用手順書の不開示決定に関する件	H16.8.24	H17.8.5	346	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	武器使用権限の要点の一部開示決定に関する件	H16.9.22	H17.9.9	352	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	「日米共同作戦計画」(朝日新聞紹介)(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.9.22	H17.9.9	352	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	「一般分析」(一般04-001)等の一部不開示決定に関する件	H16.9.22	H17.9.27	370	膨大な量の文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するために、相当の時間が必要であることに加え、類似案件の答申結果を踏まえた慎重な作業が必要であったため。
	特定新聞の特定記事に係る「参考文書」の不開示決定に関する件	H16.9.24	H17.9.9	350	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	懲戒処分報告書の一部不開示決定に関する件	H16.9.24	H17.9.9	350	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年(行情)諮問第234号に関して陸上自衛隊施設学校で実施された調査に係る全文書の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年(行情)諮問第235号に関して陸上自衛隊武器学校で実施された調査に係る全文書の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年(行情)諮問第236号に関して陸上自衛隊需品学校で実施された調査に係る全文書の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	イラク派遣自衛隊から研究本部へ送られた報告書(一部不開示決定の取り消し)	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「電話番号簿(自動即時用)」に掲載されている各セクションの一覧を電磁的記録化したものの不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.5	327	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸幕施策説明のために参照した資料の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	特定文書の妥当性を再精査するのに、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討を行う必要があったため。
	特定新聞の特定記事に関する取材対応記録の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する国内法令の運用要領(陸幕連第758号(15.12.3)別冊)(一部不開示決定の取り消し)	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	データ・リンク接続に関する標準運用手順書の不開示決定に関する件	H16.11.5	H17.8.5	273	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊富士学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊施設学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊武器学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊需品学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	防衛大学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定（不存在）に関する件	H16. 11. 9	H17. 9. 9	304	不開示（不存在）の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	統合幕僚学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定（不存在）に関する件	H16. 11. 9	H17. 9. 9	304	不開示（不存在）の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	「訓練参考資料（立入検査）」の一部開示決定に関する件	H16. 11. 16	H17. 9. 9	297	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	国内便覧（平成16年5月 中央資料隊）（一部開示決定の取り消し）	H16. 11. 30	H17. 9. 8	282	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示内容の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	治安出動の際における武装工作員等事案の共同対処のための指針の一部開示決定に関する件	H16. 11. 30	H17. 9. 9	283	不開示の妥当性を再精査するのに、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	記者クラブ勉強会資料（平成16年1～9月末）（文書の特定）	H16. 11. 30	H17. 10. 12	316	不服申立ての内容の精査や関係各課との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	防衛研究所の図書登録原簿データの開示決定に関する件（文書の特定）	H16. 12. 7	H17. 9. 9	276	文書特定の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	2004年1月26日付防官文第513号で開示戴いた以降に、新たに綴られた文書の全て（文書の特定）	H16. 12. 7	H17. 9. 9	276	膨大な量の文書が対象となっており、また、電子データの有無を再確認するために相当の時間が必要であったため。
	相馬原派遣隊に現存する「接受保管簿」（一部開示決定の取り消し）	H16. 12. 7	H17. 9. 9	276	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行うことが必要であったため。
	15諮問395情報公開審査会への説明のために収集作成した資料の全て（一部開示決定の取り消し）	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示の妥当性を再精査するのに、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	総合安全保障セミナー発表資料の一部開示決定に関する件	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「飛行と安全」の一部開示決定に関する件	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊幹部学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示（不存在）の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	「一般分析」（一般04-088）等の一部開示決定に関する件	H16. 12. 24	H17. 5. 17	144	膨大な量の文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、相当の時間が必要であることに加え、類似案件の答申結果を踏まえた慎重な検討を行うことが必要であったため
海上自衛隊用兵綱領（不開示決定の取り消し）	H17. 1. 6	H17. 9. 9	246	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため	
防衛研究所電話番号一覧（一部開示決定の取り消し）	H17. 1. 6	H17. 9. 5	242	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため	
イラク・ハンドブック（第3版）（一部開示決定の取り消し）	H17. 1. 20	H17. 8. 2	194	不開示の内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。	
防衛庁	サマワ宿営地のコンテナにロケット弾が貫通した事件に関する現地からの報告の不開示決定に関する件	H17. 1. 25	H17. 9. 9	227	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。



行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	「K半島事態対処計画」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H17. 2. 7	H17. 10. 24	259	不開示の妥当性を再精査、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	AOC合同教育「服務及び防衛教養」の実施について（一部開示決定の取り消し）	H17. 2. 17	H17. 9. 9	204	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため
	生物兵器対処委員会の配布資料等の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 12. 12	293	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため
	「災害派遣の参考」の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 11. 4	255	対象文書が膨大であり、また、不開示の妥当性を再精査するため関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため
	「平成13年度統合通信訓練実施要領について（通知）」等の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 11. 9	260	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため
	「空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機」の整備に必要な事項の調査の結果得られた全文書の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 10. 17	237	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため
	自衛隊統合防災演習の実実施計画にかかわる全文書の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 11. 4	255	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	イラク人道復興支援活動の教訓—インフォメーションオペレーション—（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 9	H17. 10. 31	236	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	昭和52年度兵術年報（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 15	H17. 10. 11	210	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成15年度日米共同統合演習（指揮所演習）に関する長官指示他（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 15	H17. 12. 12	272	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	中央調査隊の「平成12年度隊務運営計画」の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成7年度中央調査隊史の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成13年度統合情報訓練の成果についての一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 9. 8	177	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	秘密区分指定簿の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	情報収集活動の実施について（報告）の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 9	239	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	「情勢資料」の不開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	「平成13年度海上自衛隊演習実施報告について」等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性について再検討を行ったため。
	「一般分析」（一般04—178）等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 9. 14	183	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
防衛庁	「日本海中部不審船事案について（写真分析）」等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 6. 23	100	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	13年度海上自衛隊演習（実動演習（共同演習））海自一般命令「平成13年度海上自衛隊演習（実動演習）における作戦別訓練実施成果について」等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 9	239	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性についての再検討に時間を要したため。
	防衛力の在り方検討会議（平成13年9月設置）において開催された会議及び討議等の内容を記録した文書（不開示決定（不存在）の取り消し）	H17. 3. 15	H17. 11. 28	258	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示（不存在）について確認するための再調査等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年度情報収集計画について（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 18	H17. 11. 24	251	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	情報等収集項目（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 18	H17. 9. 8	174	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示内容の妥当性を再精査するために慎重な作業が必要であったため。
	イラク派遣自衛隊から陸自研究本部へ送られた報告書（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 1	H17. 11. 4	217	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	陸上自衛官による憲法草案作成に関する調査結果について（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 1	H17. 9. 14	166	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため
	相馬原派遣隊「接受保管簿」のうち、平成16年1～12月まで接受された記録部分（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 1	H17. 11. 24	237	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	北朝鮮軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	中国軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	韓国軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	ロシア年報（2001年版）の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	ロシア軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	「平成14年度米国における実動訓練成果について」の一部開示決定に関する件	H17. 4. 7	H17. 11. 9	216	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性について再検討を行ったため。
	「平成13年度日米共同統合演習（指揮所演習）の成果について」等の一部開示決定に関する件	H17. 4. 7	H17. 12. 12	249	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性について再検討を行ったため。
	防衛大学校電話番号簿（内線番号）、防衛医科大学校電話番号表（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 19	H17. 9. 5	139	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため
	海甲般命第90号の一部開示決定に関する件	H17. 4. 25	H17. 9. 5	133	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	海甲般命第94号の一部開示決定に関する件	H17.4.25	H17.9.5	133	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	「平成14年度弾道ミサイル防衛研究海外調査結果（最終案）」等の不開示決定に関する件	H17.4.25	H17.11.28	217	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容について精査し、慎重な検討を行う必要があったため。
	「陸幕だより第293号」の一部開示決定に関する件	H17.4.25	H17.11.24	213	不開示の妥当性を再精査するのに、関係課との調整及び過去の案件の再確認を行う等、慎重な作業に時間を要したため。
	メンタルヘルス施策（文書の特定）	H17.4.25	H17.10.11	169	文書特定の妥当性の再精査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため
	「第4科情報資料」の一部開示決定に関する件	H17.5.17	H17.9.13	119	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の実施期間の延長に関する文書の一部開示決定に関する件	H17.5.17	H17.11.9	176	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「テロ対策特措法に基づく協力支援活動としての自衛隊による役務の提供、捜索救助活動及び自衛隊による被災民救援活動に関する実施要項」の不開示決定に関する件	H17.5.17	H17.11.9	176	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	戦闘施設マニュアル幹部・陸費用（一部開示決定の取り消し）	H17.5.17	H18.2.10	269	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性についての再検討の時間を要したため。
	週間空輸実績支援集団連第46号ほか44件（一部開示決定の取り消し）	H17.5.23	H17.11.4	165	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	不測事態発生時の対処訓練の実施について（一部開示決定の取り消し）	H17.5.24	H17.11.9	169	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	行政情報化推進計画及びペーパーレス化フォローアップ結果について（文書の特定）	H17.5.24	H17.12.12	202	行政文書の存在の再確認の調査や関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため
	統合運用態勢の15年度検証（図上演習）の準備についてほか（一部開示決定の取り消し）	H17.6.2	H17.10.27	147	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果を踏まえた不開示内容を再精査するのに、慎重な検討を行う必要があったため
	「海上における警備行動（領水内潜没航行潜水艦）等の経過概要及び所見」等の一部開示決定に関する件	H17.6.21	H17.11.9	141	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	「日米防衛協力の指針」に基づく日米共同作戦研究に関する全文書（不開示決定の取り消し）	H17.7.1	H17.10.24	115	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年度米国派遣訓練に関する海上自衛隊一般命令（一部開示決定の取り消し）	H17.7.1	H17.11.2	124	類似の諮問案件の審議状況を踏まえる等、慎重な検討を行う必要があったため
	「防衛庁行政事務のペーパーレス化（電子化）に関する実施計画」に関する全文書（不開示決定（不存在）の取り消し）	H17.7.13	H17.12.12	152	行政文書の存在の再確認の調査や関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため
保全期報（46-47）及び第127号（平成14年度3/4）（不開示決定の取り消し）	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	情報月報(第12-1号)及び(第12-12号)(不開示決定の取り消し)	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	保全月報(第15-12号)及び(第16-2号)(不開示決定の取り消し)	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	保全情報期報第4号及び第6号(不開示決定の取り消し)	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	イラク復興支援群第1～7次隊派遣装備品輸送使用航空機等	H17.11.17	H18.3.20	123	本件は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第11条に基づき開示を2回に分けて行っており、本件異議申立てはそのうち最初の開示に対するものであるが、提出された異議申立書に2度目の開示が行われた後にあらためて全体に対する異議申立てを行う旨記載されていたことから、2度目の開示に対する異議申立て(18.2.21受付)があるまで事務処理を保留していたため。
金融庁	平成16年公認会計士第2次試験合否判定資料	H17.2.21	H17.5.24	92	不開示の妥当性を再精査するのに時間を要したため。
	茨城県信用組合に対する検査関係資料	H17.3.15	H17.6.15	92	本件にかかる諮問準備中、本件と同時に精査すべきと考えられる不服申立てを新たに受けたことから、新規事案の不開示部分の妥当性精査を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	茨城県信用組合に対する申立関係資料	H17.3.15	H17.6.15	92	本件にかかる諮問準備中、本件と同時に精査すべきと考えられる不服申立てを新たに受けたことから、新規事案の不開示部分の妥当性精査を含む慎重な作業を行う必要があったため。
総務省	平成13年10月18日の一日合同相談で、徳島市資産税課が対応した案件に係る行政相談カード(平成16年2月に総務省本省から徳島行政評価事務所に転送された事案に係る苦情処理票に添付されたい行政相談カードではない)及び徳島市資産税課から本案件に関して送付された文書を不開示としたもの	H16.9.1	H17.5.16	257	審査請求書の補正、原処分庁及び審査請求人から意見を聴取するなど、事実関係の確認等に時間を要したため。
	平成15年11月9日執行衆議院議員比例代表選出議員選挙東海選挙区における衆議院名簿届出書類の一部を不開示とした処分について、全部開示を求めたもの	H17.5.26	H17.9.7	104	平成17年8月8日に衆議院が解散され、総選挙となったことから、選挙関係事務が膨大となり、業務が著しく繁忙となったため。
	第20回参議院議員通常選挙啓発総合企画に係る見積書のうち、特定タレントの出演費の開示を求めたもの	H17.5.27	H17.11.8	165	平成17年8月8日に衆議院が解散され、総選挙となったことから、選挙関係事務が膨大となり、業務が著しく繁忙となったため。
法務省	平成13年度論文式試験採点表のうち、受験者を識別するための記号・番号及び得点欄に0点の記載がある部分の不開示決定に関する件	H15.7.28	H17.7.28	730	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。
	司法試験第二次試験ファイルに記録されている平成13年度データのうち、論文式試験の総合得点が128.14である受験者に係る「論文式試験の科目別得点」の不開示決定に関する件	H15.7.28	H17.7.28	730	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。
	サリドマイド訴訟関係綴に係る行政文書の不開示決定に関する件	H16.9.13	H17.4.1	200	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	府中刑務所の医師に係る出勤簿の一部不開示決定に関する件	H17. 2. 28	H17. 8. 1	155	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、開示決定の妥当性の審理にも相応の時間を要したため。
	再審査情願受理台帳の一部不開示決定に関する件	H17. 4. 19	H17. 10. 20	184	不服申し立てに対する、当局調査を慎重に行ったため。
	平成14年6月27日付け法務省管審第1091号「退去強制手続における異議申出案件に係る処理方針について」（依命通達）の一部不開示決定に関する件	H17. 4. 19	H17. 10. 12	176	不服申し立てに対する、当局調査を慎重に行ったため。
	平成15年4月1日現在の東京拘置所の人員の一部不開示決定に関する件	H17. 4. 20	H17. 8. 1	104	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、開示決定の妥当性の審理にも相応の時間を要したため。
	大阪刑務所の懲罰簿の一部開示決定に関する件	H17. 2. 2	H17. 5. 9	97	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、開示決定の妥当性の審理にも相応の時間を要したため。
	大分刑務所が収容者のために支出した金額（食料費、光熱費・・・大分刑務所の通院や入院治療のために支払った個別の相手先金額が個々に判別できるもの）私のカルテ	H17. 11. 25	H18. 3. 27	123	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、口頭意見陳述の希望への対応にも相応の時間を要したため。
外務省	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て（対象期間05年1月1日～3月末日、電子データで存在するものについてはデータでの提供を希望）。	H17. 4. 30	H17. 8. 1	93	不服申し立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要したと共に、総理・大臣の外遊等、不服申し立てにかかわる事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	平成17年度（行情）答申第106号における調査審議の対象文書。	H17. 7. 13	H17. 10. 20	99	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	「秘密保全に関する規則」（平成15年訓令第17号）第11条に基づき秘密指定が解除された事実を記録した文書の全て（期間は同訓令の平成15年8月27日改正以降から平成16年12月末日まで）。	H17. 4. 30	H17. 8. 12	104	同一の訓令について複数の不服申立てが行われており、諮問庁において論点などを整理するための調査・検討に時間を要したため。
	「秘密文書を法令等の守秘義務を有さない外部の関係者（個人又は組織）に秘密指定を解除することなく回付又は配付」（「秘密保全に関する規則」運用細則11頁）した事実を記録した文書の全て（期間は2004年1月1日から12月末日まで）。	H17. 4. 25	H17. 8. 12	109	同一の訓令について複数の不服申立てが行われており、諮問庁において論点などを整理するための調査・検討に時間を要したため。
	北米局日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち、平成9年の「日米防衛協力のための指針」作成に関する文書の全て。*電子データが存在する場合には電子データを希望。	H17. 5. 27	H17. 9. 29	125	不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
外務省	平成15年（行情）諮問第569号における対象文書。	H17. 4. 12	H17. 9. 13	154	不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	本邦における外国人の出入国、居住、営業関係/入管情報並びに出入国管理統計 月報 第1巻から同第4巻まで（計4件）	H16. 10. 26	H17. 4. 15	171	不服申し立ての対象文書が大量であった他、出入国管理行政と密接に係る文書であるため、諮問する部分につき一つ一つ関係省庁と協議する必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	平成16年度（行情）答申第303号で特定された「文書1」（他、計3件）	H17. 3. 1	H17. 9. 29	212	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	日米地位協定合同委員会提出メモ。	H17. 3. 1	H17. 11. 25	269	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米防衛協力のための指針」関連6 詳細表示〔分類〕総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策〔作成（取得）時期〕1996年04月01日〔保存期間〕10年〔作成者〕総合外交政策局安全保障政策課（他、計5件）	H17. 4. 12	H18. 3. 15	337	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	平成16年12月9日に開催された「第13回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の協議記録その協議内容がわかるもの。（他、計2件）	H17. 4. 4	H18. 3. 30	360	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	平成15年11月18日（火）に東京で開催された「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の協議記録。	H17. 3. 8	H18. 3. 30	387	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連9 詳細表示〔分類〕総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策〔作成（取得）時期〕1997年08月29日〔保存期間〕10年〔作成者〕総合外交政策局安全保障政策課	H16. 8. 11	H18. 3. 15	581	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連1 詳細表示〔分類〕総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策〔作成（取得）時期〕1996年04月01日〔保存期間〕10年〔作成者〕総合外交政策局安全保障政策課（他、計7件）	H16. 7. 16	H18. 3. 15	607	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	日米地位協定合同委員会提出メモ。	H16. 3. 23	H17. 11. 25	612	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
財務省	特定の関税法違反事件に係る質問、検査又は領置に関する文書等の不開示決定に関する件	H16. 4. 16	H17. 5. 9	389	複数（19件）の審査請求の対応に時間を要したこと等のため
	特定地番の国有地に係る普通財産決議書等の存在を不服として審査請求がなされたが、却下した事案	H16. 6. 9	H17. 6. 3	360	諮問の要否の検討等、審査請求の対応に時間を要したこと等のため
	特定信用金庫に係る店舗外現金自動設備設置届出書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 24	H17. 7. 5	194	口頭意見陳述の実施、弁明書又は反論書の受付等、審査請求の対応に時間を要したこと等のため
国税庁	平成13年12月作成「確定申告期における消費税等確定申告書の事務処理手順」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国税庁	①平成10年12月17日付課所第122号ほか7課共同「平成10年分所得税及び消費税の確定申告関係事務の実施要領の制定について」、 ②平成11年12月16日付課所第103号ほか9課共同「平成11年分所得税及び消費税の確定申告関係事務の実施要領の制定について」、 ③平成12年12月22日付課所第125号ほか10課共同「平成12年分所得税及び消費税の確定申告関係事務の実施要領の制定について（指示）」、 ④平成14年1月11日付課個第4号ほか11課共同「平成13年分所得税及び消費税等の確定申告関係事務の実施要領の制定について（指示）」、 ⑤平成14年12月24日付課個第151号ほか11課共同「平成14年分所得税及び消費税等の確定申告関係事務の実施要領の制定について（指示）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	平成16年2月4日付課個第31号ほか2課共同「確定申告期における消費税等確定申告書の事務処理要領について（指示）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	平成15年12月17日付課個165号ほか9課共同「平成15年分所得税及び消費税等の確定申告事務の実施要領の制定について（指示）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	①平成15年7月29日付課個4-53ほか7課共同「『個人課税事務提要（事務手続編）』の制定についての一部改正について（事務運営指針）」、 ②平成15年7月29日付課個4-55ほか7課共同「『個人課税事務提要（様式編Ⅱ）』の制定についての一部改正について（事務運営指針）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 6. 6	248	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	平成17年分の確定申告以降の増加する簿書の保管について検討した文書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 3	H17. 6. 30	209	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	麹町税務署長を被告とする訴訟（最高裁判所平成14年行ヒ第147号）の判決（昨年12月24日言い渡し）で確定したことに伴う税金の還付や還付加算金の支払いに関する文書などの記録の不開示決定に関する件	H17. 2. 23	H17. 6. 9	106	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	経営の改善のための計画提出書及び経営改善計画書の一部開示決定に関する件	H17. 2. 23	H17. 7. 7	134	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	昭和54年6月28日付直所秘4-4「申告所得税事務提要」様式編のうち ①表紙から目次のすべて、 ②所得調査カード営業様式、 ③営業所得調査票の一部開示決定及び④調査既未済整理簿の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 4	H17. 6. 21	109	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	門司税務署の個人課税部門及び法人課税部門の超過勤務等命令簿の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 13	H17. 7. 22	131	審査請求書に不備があり、その確認及び補正に時間を要したことに加え、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国税庁	蔵原税務署の調査部門の超過勤務等命令簿の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 13	H17. 7. 22	131	審査請求書に不備があり、その確認及び補正に時間を要したことに加え、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
厚生労働省	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	H17. 4. 18	321	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	社会福祉法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	H17. 5. 20	353	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	社会福祉法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	H17. 5. 20	353	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労働基準監督官執務規範の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26	H17. 10. 12	412	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であるため。
	特定日の決定書に係る障害認定調査復命書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 10. 4	H17. 12. 13	435	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量であり各情報の開示・不開示の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に対する指導関係書類の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 10. 12	H17. 4. 26	196	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定会社への労働者派遣法による指導記録の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 10. 21	H17. 7. 27	279	事案が複雑であったため。
	特定個人に係る労働者死傷病報告の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H16. 11. 11	H17. 4. 6	146	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の災害に係る災害調査復命書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 12. 10	H17. 4. 6	117	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の災害に係る労働者死傷病報告の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 12. 10	H17. 5. 27	168	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の災害に係る災害調査復命書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H17. 2. 4	H17. 5. 27	112	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定個人の依頼による特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録の不開示決定（存否応答拒否）に対して5条1号ただし書に該当するとして開示を求めるもの	H17. 3. 1	H17. 7. 27	148	事案が複雑であったため。
	特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録の不開示決定（存否応答拒否）に対して5条1号ただし書に該当するとして開示を求めるもの	H17. 3. 1	H17. 7. 27	148	事案が複雑であったため。
	特定個人の支給調書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 3	H17. 6. 6	95	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。
	特定日に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 8	H17. 7. 11	125	所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定日に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 8	H17. 7. 11	125	所管業務が著しく多忙であったため。



行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	特定会社に対するハローワークの指導内容等の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 3. 15	H17. 7. 5	112	所管業務が著しく多忙であったため。
	国、都道府県、市町村の障害者任免状況通報書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 24	H17. 8. 4	133	審査会に諮問中の類似案件の審議の状況を見る必要があったこと、また、法改正の審議等により業務が多忙であったため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	特定個人の遺族給付関係資料の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 4. 14	H17. 9. 16	155	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定工事に係る保険関係成立届の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 4. 25	H17. 9. 8	136	資料等情報収集及び対応に時間を要したため。
	特定期間の求人内容に関する苦情連絡通知の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 5. 16	H17. 10. 24	161	新規施策の検討、予算要求や組織・増員要求など、業務の繁忙期であり、また、前例となるような事例がなかったことから処分庁の決定に対して慎重に判断する必要があったため長期間を要した。
	教育委員会の障害者任免状況調査表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 5. 24	H17. 10. 5	134	審査会に諮問中の類似案件の審議の状況を見る必要があったこと、また、法改正の審議等により業務が多忙であったため。
	特定個人の申告に係る申告処理台帳の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 7. 7	H18. 2. 17	225	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17. 10. 31	H18. 3. 6	126	対象文書が膨大であったため、開示・不開示の検討に時間を要したため。
社会保険庁	北里大学病院、高度先進医療名称：焦点式高エネルギー超音波療法に関し、特定承認保険医療機関の承認申請書及びその添付文書の行政文書	H17. 3. 28	H17. 9. 8	164	不開示（不存在）の妥当性について、関係部署への再調査等を含め慎重な検討を行う必要があったため。
経済産業省	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（北海道局）	H16. 12. 3	H17. 8. 31	271	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（関東局1回目開示決定）	H16. 12. 3	H17. 12. 27	389	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（九州局2回目開示決定）	H16. 12. 27	H18. 1. 11	380	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
経済産業省	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（関東局2回目開示決定）	H16. 12. 27	H17. 12. 27	365	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (東北局2回目開示決定)	H17.2.2	H18.2.1	364	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (中部局3回目開示決定)	H17.2.2	H17.10.18	258	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (中国局3回目開示決定)	H17.2.2	H17.12.27	328	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (四国局2回目開示決定)	H17.2.2	H18.1.11	343	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (九州局3回目開示決定)	H17.2.2	H18.2.1	364	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (関東局3回目開示決定)	H17.2.25	H18.1.11	320	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (関東局4回目開示決定)	H17.2.25	H18.2.1	341	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (関東局5回目開示決定)	H17.2.25	H18.2.1	341	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (近畿局3回目開示決定)	H17.2.25	H17.10.18	235	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (近畿局4回目開示決定)	H17.3.29	H18.2.1	309	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の工事用図面・設計用図面・工事用設計説明書	H17.10.14	H18.1.24	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山の特定部位の詳細図面	H17.10.21	H18.1.31	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の昭和40～42年の石塊提の落成検査報告書	H17.11.4	H18.2.20	93	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書（取水堰堤内クラックの検査結果含む）	H17. 11. 25	H18. 2. 24	91	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届の添付図面中、中心線、測点番号等が「入っている」平面図	H17. 12. 5	H18. 3. 10	95	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
国土交通省	従業員の輸送に用いる車両である旨の表示の要否に係る検討結果等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 3. 26	H17. 5. 25	425	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したこと及び法律改正の業務と重なり、多忙であったため。
	自動車損害賠償保障法の規定に基づく申出に係る文書等の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 9. 17	H17. 5. 25	250	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。
	特定日付け裁決書に係る国土交通省における建築審査会会議録の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 9. 6	H17. 5. 30	266	異議申立ての内容について、確認（審尋）を数回にわたり行ったことや情報提供を行ったことから、これらの対応に時間を要したため。
	特定協同組合に係る中小企業等協同組合定款変更認可申請書等の一部開示決定に関する件	H15. 9. 10	H17. 6. 21	650	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要したため。
	特定地番に係る「土地所有権の補償に関する内訳表」の一部開示決定に関する件	H16. 11. 18	H17. 7. 12	236	弁明書、反論書等の行政不服審査法に基づく手続を経た上で、不開示の妥当性等について慎重に検討していたため。
	特定個人に係る苦情申立書を収受した記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H17. 2. 20	H17. 9. 7	199	多数の訴訟対応事務が重なり、著しく繁忙であった上、同時期に処理すべき不服申立てが多数重なっていたことにより、所要の検討等不服申立て処理に係る事務手続の処理に多くの時間を要したため。
	苦情申告に対する調査結果等の一部開示決定に関する件	H16. 12. 6	H17. 10. 5	303	審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（審尋）に時間を要したこと。
	利根川／荒川フルプランに関していつの時点の予測で、いつまでに提出させるのかについて分かる書類等の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 7. 20	H17. 10. 12	449	担当部署が、水資源開発基本計画の改訂作業等と重なり、著しく多忙であったため。
	特定地番に係る用地交渉記録簿の一部開示決定に関する件	H17. 5. 16	H17. 10. 17	154	弁明書、反論書等の行政不服審査法に基づく手続を経た上で、不開示の妥当性等について慎重に検討していたため。
	特定路線の鉄道施設の変更に係る運輸大臣認可書の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 6. 4	H17. 12. 21	200	審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（補正）に時間を要したほか、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業に時間を要したため。
国土交通省	国が広島県内の砂防指定地内河川に架かる橋の不法占用についてその実態等を把握した事実等が記録された文書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 9. 13	H17. 12. 26	469	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したとともに、異議申立内容の論点整理中に、再度同内容の開示請求がなされ、その後異議申立てが追加提起されるなど、異議申立後の状況の変化に即した対応が必要となったため。
		H17. 6. 12	H17. 12. 26	197	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	特定日に特定個人あてに電話したとするやり取りの内容を記録した文書等の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 2. 20	H17. 12. 26	309	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したとともに、異議申立内容の論点整理中に、関連する開示決定に対して異議申立てが追加提起されるなど、異議申立後の状況の変化に即した対応が必要となったため。
	特定鉄道路線に係る運輸大臣の敷設免許書	H17. 8. 18	H18. 2. 23	189	文書の不存在に対する事案であるとともに、審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（審尋）に時間を要したほか、文書の不存在に関する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したため。
	特定地番の地先におけるカーブミラーの占用許可書等	H17. 11. 18	H18. 2. 28	102	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申立てがなされていたことや本件の内容等に不明な点があり、その確認（審尋）が必要であったほか、検証申立てがなされていたことから、これらの対応に時間を要したため。
	阪神大和川線に関して協議した文書等の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 21	H18. 3. 22	366	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。
海上保安庁	石材積み出し施設に関して香川県と坂手海上保安署次長との協議書の不開示（不存在）決定に関する件	H16. 3. 9	H17. 4. 11	398	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	日本海中部海域不審船に関して海上保安庁日本海中部不審船対策室が収集した関連情報及び作成した関連文書の一部開示決定に関する件	H16. 3. 29	H17. 4. 14	381	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	九州南西海域工作船事件に関するビデオテープが還付されたことを示す文書の不開示決定（適用除外）に関する件	H16. 4. 7	H17. 9. 5	516	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	海上保安庁が撮影した九州南西海域不審船に関するビデオの一部開示決定の画像内容を文書化した記録の一部開示決定に関する件	H16. 6. 30	H17. 9. 5	432	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	「広報ビデオ」作成に関する事務処理関連文書のすべての不開示決定（不存在）に関する件	H16. 8. 24	H17. 7. 25	335	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	日本海中部海域不審船に関して海上保安庁日本海中部不審船対策室が収集した関連情報及び作成した関連文書の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 9. 5	339	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	第6管区海上保安本部が保有する特定採石業者に対する嘆願書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 21	H17. 12. 14	358	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
海上保安庁	巡視船いなさ航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
	巡視船みずき航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
	巡視船あまみ航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	巡視船きりしま航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから90日超を経過しているもの(資料10)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	第3回国防会議関係資料	H17.4.11	355	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたほか、新たな開示請求や諮問済案件に関する検討に相当の時間を要したため、不服申立てを受け付けた後、諮問に係る検討を十分に行うことができなかったため。	
警察庁	愛知県警に係る平成8年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	H17.2.28	396	本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であり、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をするに際し、慎重な検討を要するため	
	警視庁(機動隊分を除く)に係る平成8年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	H17.2.28	396	本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であり、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をするに際し、慎重な検討を要するため	
法務省	平成13年度司法試験第二次試験における、請求者本人の解答案の不開示決定(不存在)に関する件	H16.8.25	583	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。	
	平成16年度司法試験第二次試験における、請求者本人の解答案の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H16.9.10	567	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。なお、本件対象文書については、行政機関個人情報保護法に基づき、開示決定済みである。	
	2004年10月7日、11月9日に開催された司法試験委員会の議事内容を録音したテープ及び発言者名のわかる議事を記録した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H16.12.24	462	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	2004年11月26日、12月10日に行われた司法試験委員会の議事内容を録音したもの及び発言者名のわかる議事を記録した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.1.14	441	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	2005年1月20日に開催された司法試験委員会の会議の内容を録音したものの不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.22	374	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	2005年2月1日に開催された司法試験委員会の会議の内容を録音したものの不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.22	374	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	平成16年処分説明書及び措置の内容の一部開示決定に関する件	H17.4.19	357	不服申し立てに対する、当局調査を慎重に行ったため。	
	2005年2月28日に開催された司法試験委員会の会議の内容を録音したもの及び2005年1月20日、同年2月1日に開催された司法試験委員会の発言者名のわかる会議内容を記録したものの不開示決定(不存在)に関する件	H17.5.23	312	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
外務省	「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」(平成15年度(行情)答申第709号3頁)された事実を示す文書ないしその事実を記録した文書。	H17.12.19	102	不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。(計3件)	H17.11.15	136	不服申立ての対象文書が著しく大量であるのに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	137	開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「行政協定に基づく合同委員会合意インデックス」に綴られている文書の全て。(他、計2件)	H17.10.4	178	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「外務省文書管理規則」(外務省訓令第10号)に基づき日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月～2004年12月末まで)。*電磁的記録で保存されている文書については電磁的記録での複写を希望。	H17.7.13	261	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	別紙「秘密文書外部回付(配布)許可願」において許可の対象となった文書の全て。	H17.7.13	261	不服申立ての文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要しているため。 開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中したため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	行政文書ファイル「弾道ミサイル防衛情報供与」の作成(取得)時期以降に同様のテーマで調製された行政文書ファイルに綴られた文書の全て。(他、計3件)	H17.6.13	291	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第01250号で開示されたものから更に改定ないし更新されたものがあればその最新版。	H17.5.27	308	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録した文書の全て。(他、計24件)	H17.5.17	318	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	行政文書ファイル「弾道ミサイル防衛技術共同研究」に綴られている文書の全て。*電子データが存在する場合には電子データを希望。(他、計2件)	H17.4.30	335	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	日米合同委員会議事録のうち開催場所及び日時の記録部分(対象期間は第1回～請求日現在)。	H17.4.12	353	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
「弾道ミサイル防衛情報供与」(詳細表示[分類]対北米地域外交-日米安全保障条約-日米相互防衛援助協定[作成(取得)時期]1992年01月01日[保存期間]永年[作成者]北米局日米安全保障条約課)。(他、計4件)	H17.3.1	395	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16. 9. 25	552	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。	
	1959年3月6日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）（他、計6件）	H16. 9. 3	574	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	北朝鮮の核兵器開発問題	H16. 6. 21	648	不服申立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要しているため。	
	1945年から1972年までの沖縄の米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切（空軍、海軍、陸軍、海兵隊4軍それぞれ）例 米空軍第X部隊（1950年）→米空軍第Z部隊に再編成（1960年）等	H16. 4. 13	717	不服申立ての文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要しているため。 開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中したため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	1960年8月から1964年11月までの間に開催された「外交政策企画委員会」の記録	H16. 4. 10	720	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の検索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	
	飲食その他の供応および便宜供与に関する、決裁に係る書類及び支出証拠（公邸での宴会に関連するものを除く）（領収書・請求書を含む個別支出に対する決定を行った文書）（在米大使館での平成11年度支出分、同大使館での平成10年度第4四半期支出分、在仏大使館での平成11年度支出分、同大使館での平成10年度第4四半期支出分）（他、計2件）	H16. 2. 10	780	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、また、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 5. 13	687	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 5. 13	687	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	668	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	668	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
厚生労働省	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26	582	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局が法違反で企業名を公表した資料の全部開示決定に対して対象文書か他にも存在するとして開示を求めるもの	H16. 8. 26	582	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	



行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26	582	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26	582	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 9. 8	569	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 9. 8	569	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16. 9. 21	556	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定証書番号に係る年金給付決定関係文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 9. 27	550	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量であり各情報の開示・不開示の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
特定法人に対する是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 11. 29	487	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。		
特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 11. 29	487	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	487	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であるため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	487	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	477	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	477	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.1.19	436	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.1.24	431	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に対する指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	399	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に対する是正勧告文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	399	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定事案に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.2.28	396	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量であり各情報の開示・不開示の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	372	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	372	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	372	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	372	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	372	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	372	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	371	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	371	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の超過勤務命令簿等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.5.31	304	所掌業務が繁忙を極めていたため。	
補助金の協議文書中の連絡協議会等メンバー等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.6.9	295	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定センターの事業実績報告の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.6.9	295	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため	H18.4.4 取り下げ
	特定会社に係る解雇予告除外認定関係書類の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.6.20	284	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であった	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であった	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であった	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であった	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であった	
	特定センターの活動状況を比較・評価した文書の不存在による不開示決定に対して文書を保有しているとして開示を求めるもの	H17.7.15	259	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	特定センターの連絡協議会等構成メンバーの一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.15	259	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	知的障害の定義、判定基準を記載した文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	自閉症児・者への支援プログラム及び実践文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	発達障害者支援法で使用している自閉症者の定義の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	知的障害の原因を記載した文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	自閉症の原因を記載した文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在しているとして開示を求めるもの	H17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	特定施設見学に係る復命書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	特定会社の就業規則の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.6	206	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
特定会社の就業規則の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.14	198	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。		
雇用保険適用関係業務取扱要領の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.9.15	197	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めていたため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため	
	通所介護事業の会計を一般会計で処理してよい根拠書類等の一部開示決定（一部不存在）に対して決定の取消しを求めるもの	H17. 10. 12	170	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	
	特定月に行った立入検査に関する報告等の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H17. 10. 17	165	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めているため。	
	特定労働局の労災協力医名簿の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17. 10. 18	164	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社の就業規則の不開示決定に対して一部開示を求めるもの	H17. 11. 21	130	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定災害に係る災害調査復命書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 12. 26	95	所管業務が著しく多忙であったため。	
社会保険庁	「接受印の形式、寸法その他取扱いの定めについて」記載されている文書	H17. 12. 26	95	不服申立後、請求人の求めにより処理を一時保留としていたため	H18. 5. 11 取り下げ
経済産業省	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書	H17. 1. 7	448	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。	
国土交通省	指定確認検査機関の特定法人（平成13年6月1日認可）の株主出資比率のわかる書類（報告書類（H15検査））の一部開示決定に関する件	H16. 12. 25	461	担当部署が法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	国道41号加茂郡白川町（JR高山線白川口駅南66.5kps付近）の路面表示の考え方がわかる資料の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 29	367	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	特定法人の指定確認検査機関指定申請書及び添付書類のうち省令で定める書類の一部開示決定に関する件	H17. 6. 5	299	担当部署が国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	独立行政法人都市再生機構資産評価委員会配付資料の一部開示決定に関する件	H17. 6. 6	298	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	「平成17年度連続立体交差事業等説明資料」のうち、西鉄宮地岳線連続立体交差事業に係る部分の開示決定に関する件	H17.11.7	144	弁明書・反論書等の行政不服審査法に基づく手続に時間を要しているため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書（略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書は除く）②審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたものの一部開示決定に関する件	H17.11.20	131	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等著しく繁忙であるため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書②審査請求説明資料のうち打合せ記録の不開示決定に関する件				
	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿の不開示決定（存否応答拒否）に関する件				
	住宅性能表示制度の施行にあたり「劣化の軽減に関する評価」を検討した委員会の会議議事録と資料等その根拠となる文書一切の不開示決定（不存在）に関する件	H17.11.22	129	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	2005年7月22日付特定法人提出資料の不開示決定に関する件	H17.12.25	96	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等著しく繁忙であるため。	

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したもの  
(資料11)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
人事院	国家公務員採用試験の官庁訪問用評定票（雛型） (3件)	H17.12.8	H18.2.8	62	答申内容の精査等、慎重な作業を行う必要があったため
警察庁	通信事業者貸与用仮メールボックスプログラム設計書	H16.9.10	H17.7.4	297	本件他1件の案件と主管課が同じであるとともに、対象文書の内容が技術的に複雑な内容であったことから決定の検討に時間を要したため
	通信事業者貸与用仮メールボックスの落札業者の総合評価技術申請書及び添付書類	H16.9.10	H17.7.4	297	本件他1件の案件と主管課が同じであるとともに、対象文書の内容が技術的に複雑な内容であったことから決定の検討に時間を要したため
防衛庁	「平成14年度米国派遣訓練に関する海上自衛隊一般命令」の一部開示決定に関する件	H17.3.14	H17.5.23	70	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「平成13年度統合情報訓練の成果について（報告）」の一部開示決定に関する件	H16.8.11	H17.9.1	386	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「平成13年度統合後方補給訓練の実施について」等の一部開示決定に関する件	H17.3.8	H18.1.20	318	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「平成13年度自衛隊統合運用セミナー実施記録について」等の一部開示決定に関する件	H17.5.10	H18.2.6	272	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「武器等の防護に関する内訓」の一部開示決定に関する件	H17.3.1	H17.6.9	100	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「武器等の防護に関する内訓の運用について」等の一部開示決定に関する件	H17.3.1	H17.6.9	100	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動に係る武器の使用に関する内訓」の一部開示決定に関する件	H17.3.1	H17.6.9	100	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「海上自衛隊の武器等の防護に関する達」の一部開示決定に関する件	H17.3.1	H17.12.6	280	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「海上自衛隊の武器等の防護に関する達の運用について」の一部開示決定に関する件	H17.3.1	H17.12.6	280	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「九州南西海域不審船事案対処の検証」の一部開示決定に関する件	H16.9.21	H17.4.21	212	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「平成13年度日米共同方面隊指揮所演習実施成果報告について」等の一部開示決定に関する件	H17.6.28	H17.12.28	183	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動に係る武器の使用に関する内訓の運用について」の一部開示決定に関する件	H17.3.1	H17.6.9	100	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「戦術概説（改訂第3版）」の不開示決定（不存在）に関する件	H16.10.14	H17.4.27	195	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
自衛隊と警察との共同図上訓練にかかわる文書の一覧が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件	H16.7.12	H17.6.9	332	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。	
航空自衛隊行動規定等の不開示決定に関する件	H16.9.14	H17.6.9	268	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
防衛庁	第2科情報資料の一部開示決定に関する件	H17.2.17	H17.5.31	103	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「対米関係：平成11年1」等の不開示決定に関する件	H16.9.21	H17.4.21	212	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「対米関係：TMDカンファレンス：第12回：1/2：エジンバラ：関係資料」等の不開示決定（不存在）に関する件	H16.9.21	H17.4.21	212	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	護衛艦くらまの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.2.15	H17.12.26	314	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	護衛艦きりさめの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	護衛艦さわぎりの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	補給艦とわだの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	護衛艦さわかぜの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	「防衛秘密の指定について」の一部開示決定に関する件	H16.8.6	H17.6.9	307	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「K半島事態対処計画」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H16.11.19	H17.6.9	202	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	特定の新聞報道に係る「日米防衛協力のための指針」に基づく日米共同作戦研究に関する全文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H16.11.19	H17.7.21	244	文書特定を含めた答申内容の精査、関係部署との調整等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成13年12月から平成14年3月までの補給艦はまの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	平成14年2月から6月までの護衛艦はるなの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	平成14年2月から6月までの補給艦ときわの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	平成13年11月及び12月の掃海母艦うらがの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
平成14年6月から8月までの護衛艦せとぎりの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
防衛庁	平成13年12月から平成14年3月まで及び平成14年6月から11月までの補給艦はまなの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	平成14年7月から10月までの護衛艦いなづまの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	平成14年7月から10月までの護衛艦あさかぜの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	平成14年7月から11月までの護衛艦ゆうだちの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H17.4.26	H17.12.26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったことから答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	第2科情報資料の一部開示決定に関する件	H17.2.17	H17.5.31	103	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「バイオテロ対処に係る図上訓練の実施について」等の一部開示決定に関する件	H16.12.14	H17.5.20	157	業務多忙の中で答申を受け、答申内容の精査、関係部署（他省庁）との調整等に時間を要したため。
	航空自衛隊行動規定等の不開示決定に関する件	H16.9.14	H17.6.9	268	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	在日米軍資料の不開示決定（不存在）に関する件	H16.10.19	H17.4.19	182	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「自衛隊と警察との共同図上訓練の実施について」等の一部開示決定に関する件	H17.5.31	H17.12.20	203	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	規律違反の申立てに係る調査結果に関する決裁文書の一部開示決定に関する件	H17.4.21	H17.7.21	91	業務多忙の中で答申を受け、答申内容の精査、関係部署との調整等に時間を要したため。
	「テロ対策特措法に基づく協力支援活動としての自衛隊による役務の提供、捜索救助活動及び自衛隊による被災民救援活動に関する実施要項の変更について」の一部開示決定に関する件	H16.11.30	H17.4.27	148	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	生物兵器対処委員会の配布資料等の一部開示決定に関する件	H16.12.14	H17.5.20	157	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「後方地域支援としての役務の提供、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動に係る武器の使用に関する訓令」の一部開示決定に関する件	H17.7.5	H17.11.21	139	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。
	「協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動に係る武器の使用に関する訓令」の一部開示決定に関する件	H17.5.31	H17.9.8	100	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「自衛隊の施設の警護のための武器の使用に関する訓令」の一部開示決定に関する件	H17.7.5	H17.9.8	65	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
「在外邦人等の輸送に係る武器の使用に関する訓令」の一部開示決定に関する件	H17.6.28	H17.11.21	146	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。	
「武器等の防護に関する訓令」の一部開示決定に関する件	H17.6.7	H17.9.8	93	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業が必要であったため。	



行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
防衛庁	超過勤務時間記録簿の作成・記入方法などを定めた文書の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 2. 15	H17. 8. 30	196	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等 を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	技術研究本部総務部総務課作成に係る超過勤務時間記録簿の一部開示決定に関する件	H17. 2. 15	H17. 8. 30	196	業務多忙の中で答申を受け、答申内容の精査、関係部署 との調整等に時間を要したため。
	第2回「イラク関連事案等緊急対策本部」会議等に係る文書の一部開示決定に関する件	H17. 3. 29	H18. 2. 1	309	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業 が必要であったため。
	「協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動に係る武器の使用に関する内訓の運用について」等の一部開示決定に関する件	H17. 5. 31	H17. 9. 8	100	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等 を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「ゴラン高原国際平和協力業務の実施に当たっての武器の使用について」の一部開示決定に関する件	H17. 5. 24	H17. 8. 30	98	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等 を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「米軍施設及び区域に対する警護出動の準備について」等の一部開示決定に関する件	H17. 6. 14	H17. 9. 8	86	答申内容の精査、関係する部署との調整等、慎重な作業 が必要であったため。
	航空自衛隊行動規定第2部の不開示決定に関する件	H17. 6. 14	H17. 9. 8	86	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等 を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	「現行行政協定に関する防衛庁関係の問題点」の一部開示決定に関する件	H16. 12. 21	H18. 1. 20	395	答申内容の精査、関係部署との調整等、慎重な検討を行 う必要があったため。
	「身分証明書の返納について」の一部開示決定に関する件	H17. 6. 6	H17. 8. 30	85	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等 を処理していく中、事務処理に時間を要したため。
	平成13年12月から平成14年3月まで及び平成14年6月の補給艦はまの航海日誌の一部開示決定に関する件	H17. 4. 26	H17. 12. 26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったこと から答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務 処理に時間を要したため。
	平成13年12月から平成14年3月までの護衛艦さわぎりの航海日誌の一部開示決定に関する件	H17. 4. 26	H17. 12. 26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったこと から答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務 処理に時間を要したため。
	平成13年12月から平成14年4月までの補給艦とわだの航海日誌の一部開示決定に関する件	H17. 4. 26	H17. 12. 26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったこと から答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務 処理に時間を要したため。
	平成14年2月から6月までの護衛艦はるなの航海日誌の一部開示決定に関する件	H17. 4. 26	H17. 12. 26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったこと から答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務 処理に時間を要したため。
	平成14年2月から6月までの護衛艦さわがぜの航海日誌の一部開示決定に関する件	H17. 4. 26	H17. 12. 26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったこと から答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務 処理に時間を要したため。
平成14年2月から6月までの補給艦ときわの航海日誌の一部開示決定に関する件	H17. 4. 26	H17. 12. 26	244	業務多忙の中で答申を受け、特定文書が大量であったこと から答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務 処理に時間を要したため。	
「一般分析」（一般04-088）等の一部開示決定に関する件	H17. 6. 30	H17. 9. 6	68	業務多忙の中で答申を受け、他の複数の情報公開案件等 を処理していく中、事務処理に時間を要したため。	
金融庁	第30回金融再生委員会提出資料	H17. 3. 15	H17. 5. 20	66	答申内容の精査等、慎重な作業を行う必要があったため
法務省	福井団地に関する長野地方法務局不動産登記部門と長野県企業局宅地課との協議経過を示す文書の不開示決定（不存在）に関する件	H15. 3. 31	H17. 5. 23	784	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているもの。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
	死刑執行上申書、死刑執行命令書及び死刑執行始末書の一部不開示決定に関する件	H17.3.29	H17.8.11	135	開示の可否について慎重な検討を行う必要があったため。
外務省	1959年4月28日に東京で行われた藤山外相と山田外務次官、マッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H17.8.4	H18.2.17	197	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	昨年12月以降、外務省が作成・入手したアフリカ・ザンビアの日本人補習校（今年3月に閉校）に関する報告書や調査書などの文書類の一切。	H16.9.24	H17.6.22	271	答申で開示すべきとされた点について、第三者の権利・利益が損なわれるおそれがあると判断されたため、省内関係局課との検討・協議に相当の時間を要した。
	国際司法共助 1989年 3年間 2004年 行政文書ファイル管理簿 欧州地域 1 564 ページ 在ドイツ日本大使館作制文書	H17.1.18	H17.5.27	129	対象文書が大量であり、裁決・決定まで時間を要し、また、スマトラ沖大地震・インド洋津波に拘わる邦人援護業務に忙殺されていたため。
	記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て（対象期間04年1月1日～3月末日、電子データで存在するものについては電子データでの提供を希望）。	H17.9.1	H17.12.1	91	総理・大臣の外遊等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	「第18回外交記録公開」において公開された文書の秘密指定解除及び公開に関する決裁関連文書の全て	H17.8.2	H17.11.2	92	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、裁決・決定を行うに当たって、約300冊の外交記録等に関する当省開示決定に対する答申に基づき、個別的具体的に当てはめを行う必要があったため。
	在日比大使館における我国招聘機関に対する比国芸能人招聘上の、領事手続認証強制に関する改善協議内容に係る2002年9月以降の全資料。（他、計2件）	H17.3.1	H17.5.2	62	不服申立て処理期間中、ユドヨノ・インドネシア大統領、サイド・シラシュライン・マレーシア国王、アブドゥラ・マレーシア首相の訪日等の受入準備に対応する必要等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、情報公開業務に対応することが困難だったため。
	8月13日の米軍ヘリ墜落事故に関してアメリカ政府との協議及び連絡の内容のわかる文書とその際の資料	H17.8.9	H17.11.17	100	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「外務省文書管理規則」（外務省訓令第10号）に基づき総合外交政策局安全保障政策課が管理する行政文書ファイルのうち、弾道ミサイル防衛システムの整備にかかる意思決定に関する文書の全て。*電磁的記録で保存されている文書については電磁的記録での複写を希望。	H17.11.1	H18.3.29	148	事務手続き上の不備があったため。
財務省	特定の地先国有財産売買契約書、普通財産決議書等の一部不開示決定に関する件（平成16年度（行情）答申第277号）	H16.9.24	H17.6.1	251	審査庁の考え方と答申内容が異なっており、精査に時間を要したこと等のため。
国税庁	福井税務署の調査に基づき特定の地方公共団体が提出した文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成16年度（行情）答申第521号）	H17.1.31	H17.6.28	148	答申において当庁の主張が認められなかったため、裁決に当たって答申の内容を慎重に検討し判断する必要があったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	知的障害を有する者に対する身体障害認定に係る基準を医学的に説明した文書（不存在）に関する件（平成15年度行情480号）	H15.12.26	H17.5.24	514	所管業務が繁忙を極めたため。
厚生労働省	花巻労働基準監督署あて届出された特定学校法人の就業規則に添付された意見書の一部開示決定に関する件（平成16年度行情514号）	H17.1.24	H17.6.27	147	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定の異議申立てに対する決定書等の一部開示決定に関する件（平成16年度行情522号）	H17.1.31	H17.9.15	227	通常業務に加え、法改正に係る業務が重なり多忙を極めたため。
厚生労働省	特定個人に解雇通知書を渡す前の沼津労働基準監督署の認定に係る解雇予告除外認定綴又は相談等記録票綴の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成16年度行情524号）	H17.1.31	H17.7.28	178	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定個人の申告により特定会社を調査及び警告した沼津労働基準監督署の監督復命書綴又は申告処理台帳完結綴の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成16年度行情525号）	H17.1.31	H17.7.29	179	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定個人の申告により沼津労働基準監督署特定監督官が特定会社にした確認に係る申告処理台帳完結綴又は監督復命書綴の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成16年度行情526号）	H17.1.31	H17.7.29	179	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	平成14年度「子ども家庭総合研究」事前評価小委員会採点結果表の一部開示決定に関する件（平成16年度行情592号）	H17.3.3	H17.8.24	174	同一人によるほぼ同様の不服申立てが他部局にあり、対応の調整に時間を要したため
厚生労働省	特定個人が北大阪労働基準監督署に対して申告した特定会社の賃金不払いに係る申告処理台帳の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成16年度行情594号）	H17.3.3	H17.8.11	161	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	札幌東労働基準監督署において保管する特定会社の就業規則の不開示決定（不存在）に関する件（平成16年度行情615号）	H17.3.10	H17.8.11	154	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	特定会社が札幌中央労働基準監督署に届出をした就業規則変更届等の一部開示決定に関する件（平成16年度行情634号）	H17.3.16	H17.6.27	103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	昭和41年3月31日付け基発第312号の写しの不開示決定に関する件（平成16年度行情636号）	H17.3.18	H17.6.27	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「使用停止等処分基準及び緊急措置基準の取扱いについて」の不開示決定に関する件（平成16年度行情637号）	H17.3.18	H17.6.27	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「司法処理基準の取扱いについて」等の不開示決定に関する件（平成16年度行情638号）	H17.3.18	H17.6.27	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「司法処理基準の取扱いについて」等の不開示決定に関する件（平成16年度行情639号）	H17.3.18	H17.6.27	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	労働基準監督官必携平成14年度版の一部開示決定に関する件（平成16年度行情639号）	H17.3.18	H17.6.27	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「司法処理基準の取扱いについて」等の不開示決定に関する件（平成16年度行情640号）	H17.3.18	H17.6.27	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省	「司法処理基準の取扱いについて」等の不開示決定に関する件（平成16年度行情642号）	H17.3.18	H17.6.27	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	厚生労働省の職員になるに当たって厚生労働省へ提出した文書（平成16年6月17日時点の障害保健福祉部企画課長、補佐及び計画係分のみ）の一部開示決定に関する件（平成16年度行情645号）	H17.3.25	H17.5.31	67	所管業務が著しく多忙であったため。
	鹿児島労働基準監督署による特定日付の時間外手当等に関する取り調べに係る文書の不開示決定に関する件（平成17年度行情1号）	H17.4.14	H18.3.31	351	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	鹿児島労働基準監督署の特定日付の労働基準法違反等の是正勧告に係る文書の不開示決定に関する件（平成17年度行情2号）	H17.4.14	H18.3.31	351	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定個人の特定会社の解雇から徳島労働基準監督署による解雇予告金支払い勧告に至るまでの文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情9号）	H17.4.19	H17.8.11	114	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定個人が申し立てた特定会社に対する退職金支払に係る助言指導処理に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情51号）	H17.4.26	H17.10.13	170	所管業務が著しく多忙であったため
	特定個人の死亡原因等に関する診断書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情53号）	H17.4.27	H17.9.13	139	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定の農業協同組合に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件（平成17年度行情62号）	H17.5.19	H17.10.5	139	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日付に北九州市特定地区で発生した死亡労働災害に係る北九州東労働基準監督署の災害調査復命書の一部開示決定に関する件（平成17年度行情63号）	H17.5.19	H18.2.10	267	対象文書に係る開示範囲について、従前より踏み込んだ答申が行われたことを受け、関係各所との協議・調整に日数を要したため。
	名古屋北労働基準監督署が特定会社に交付した是正勧告書等の不開示決定に関する件（平成17年度行情64号）	H17.5.19	H18.2.16	273	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成14年度厚生労働科学特別研究事業事前評価結果一覧等の一部開示決定に関する件（平成17年度行情72号）	H17.5.24	H17.8.31	99	同一人によるほぼ同様の不服申立てが他部局にあり、対応の調整に時間を要したため。
	特定会社が提出した特定個人に係る喪失取消しに係る文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情86号）	H17.5.24	H17.8.5	73	所掌業務が繁忙を極めたため。
	特定会社が提出した特定個人に係る喪失取消しに係る文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情86号）	H17.5.24	H17.8.5	73	所掌業務が繁忙を極めたため。
	ハローワーク桑名の特定個人に係る障害者求職登録票等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情89号）	H17.5.25	H17.8.2	69	法改正の審議等により業務が多忙を極めたため。
	特定個人に係る労働者死傷病報告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情92号）	H17.5.25	H17.10.5	133	所管業務が著しく多忙であったため。
花巻労働基準監督署において保有する特定日の労働災害に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件（平成17年度行情152号）	H17.6.29	H17.12.13	167	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	敦賀労働基準監督署が原子力発電所等に対し交付した是正勧告書等の一部開示決定に関する件（平成17年度行情217号）	H17.7.28	H18.3.31	246	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	千葉労働基準監督署が特定公社に対して実施した監督指導に係る是正勧告書等の不開示決定に関する件（平成17年度行情253号）	H17.9.2	H18.3.31	210	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	大阪中央労働基準監督署が近畿郵政局に交付した是正勧告書等の不開示決定に関する件（平成17年度行情278号）	H17.9.26	H18.3.31	186	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対しての苦情内容及び八王子ハローワーク職員の指導内容の分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成17年度行情305号）	H17.10.12	H18.1.31	111	所管業務が著しく多忙であったため。
	青梅労働基準監督署が特定法人に交付した是正勧告書等の不開示決定に関する件（平成17年度行情384号）	H17.11.4	H18.3.31	147	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	青梅労働基準監督署が平成13年9月24日から28日までの間に交付した是正勧告書等の一部開示決定に関する件（平成17年度行情385号）	H17.11.4	H18.3.31	147	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	和歌山労働基準監督署が特定病院に交付した是正勧告書等の一部開示決定に関する件（平成17年度行情432号）	H17.12.2	H18.3.31	119	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	和歌山労働基準監督署が平成13年3月14日から20日までの間に交付した是正勧告書等の一部開示決定に関する件（平成17年度行情433号）	H17.12.2	H18.3.31	119	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
社会保険庁	社会保険病院中央総合病院大久保看護婦宿舎建て替えに係る電波障害対策報告書の一部開示決定に関する件（平成17年度（行情）答申第93号）	H17.5.26	H17.8.12	78	所管業務が著しく繁忙の中で答申内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
農林水産省	特定連合会「中小企業等協同組合法に基づく決算関係書類提出書（平成10、11、13及び14年提出）」	H17.3.15	H17.5.19	64	所掌する事務が繁忙を極めたほか、決定書の作成事務作業に時間を要したため。
	特定連合会「中小企業等協同組合法に基づく役員変更届（平成11、13及び14年提出）」	H17.3.15	H17.5.19	64	所掌する事務が繁忙を極めたほか、決定書の作成事務作業に時間を要したため。
	特定連合会「中小企業等協同組合法に基づく設立認可申請（昭和51年）及び定款変更認可申請（昭和52、53、56、58年及び平成9年提出）」	H17.3.15	H17.5.19	64	所掌する事務が繁忙を極めたほか、決定書の作成事務作業に時間を要したため。
	特定連合会の「中小企業等協同組合法に基づく決算関係書類提出書」「中小企業等協同組合法に基づく役員変更届」「中小企業等協同組合法に基づく設立認可申請及び定款変更認可申請」	H17.3.1	H17.5.19	78	所掌する事務が繁忙を極めたほか、決定書の作成事務作業に時間を要したため。
経済産業省	特定会社に係る財産及び収支に関する報告書	H17.4.21	H17.10.6	168	所掌する事務が多忙を極めたほか、新たな開示請求案件の審査・対応に相当の時間を要し、また出された答申の件数も多かったことから、裁決に係る検討を期間内に十分に行うことができなかったため。
	特定会社に係る財産及び収支に関する報告書	H17.4.21	H17.10.6	168	所掌する事務が多忙を極めたほか、新たな開示請求案件の審査・対応に相当の時間を要し、また出された答申の件数も多かったことから、裁決に係る検討を期間内に十分に行うことができなかったため。



行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
資源エネルギー庁	火薬類製造施設等変更許可及び危害予防規定変更認可について	H16. 11. 12	H17. 8. 30	291	特定の部署に対し、同一の請求者から膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	火薬取締法の通達を原則として廃止するとしたことの経緯を説明した文書	H17. 2. 25	H17. 8. 30	186	特定の部署に対し、同一の請求者から膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	(火工品)平成14年度製造・出荷在庫数量表	H17. 2. 25	H17. 8. 30	186	特定の部署に対し、同一の請求者から膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成14年度火薬類保安対策事業に関する委託契約の締結について	H17. 3. 18	H17. 8. 30	165	特定の部署に対し、同一の請求者から膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	原子力安全・保安院所管の火薬類製造所一覧	H17. 5. 26	H17. 8. 30	96	特定の部署に対し、同一の請求者から膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
国土交通省	随意契約された椎田道路上の池地区保全工事の全資料の不開示決定（不存在）に関する件(答申16-505号)	H17. 1. 20	H17. 4. 28	98	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	平成4年に入札された椎田道路中村地区水路付替工事の全資料の不開示決定（不存在）に関する件(答申16-506号)	H17. 1. 20	H17. 4. 28	98	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	平成3年に入札された椎田道路中村地区改良工事の全資料の不開示決定（不存在）に関する件(答申16-507号)	H17. 1. 20	H17. 4. 28	98	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	東九州自動車道椎田宇佐線の豊前及び宇佐パーキングエリアの地図及び設計図の不開示決定（不存在）に関する件(答申16-508号)	H17. 1. 20	H17. 4. 28	98	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	平成14年度飯盛地区設計整理業務委託報告書及び設計図の一部開示決定に関する件(答申16-544号)	H17. 2. 10	H17. 4. 19	68	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	平成14年度紀宝バイパス上地地区予備設計業務委託報告書及び設計図の一部開示決定に関する件(答申16-545号)	H17. 2. 10	H17. 4. 19	68	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	平成14年度管内環境調査業務委託報告書の一部開示決定に関する件(答申16-546号)	H17. 2. 10	H17. 4. 19	68	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	平成14年度管内トンネル施工法検討業務委託報告書の一部開示決定に関する件(答申16-547号)	H17. 2. 10	H17. 4. 19	68	関係部署との意見調整に時間を要したため。
	特定自動車に係る継続検査申請書の不開示決定（不存在）に関する件(答申17-210号)	H17. 7. 26	H17. 11. 1	98	予算編成並びに法律改正等の業務と重なり、著しく繁忙であったため。
海上保安庁	酒田海上保安部の「不審船対応訓練における小銃、機銃及び射撃訓練報告書の提出について」の一部開示決定に関する件	H17. 2. 24	H17. 10. 4	222	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
	巡視船さんべの「不審船対応訓練について」の一部開示決定に関する件	H17. 2. 24	H17. 10. 4	222	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
	巡視船やなかぜの「不審船対応訓練について」の一部開示決定に関する件	H17. 2. 24	H17. 10. 4	222	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
	七尾保安部 不審船対応訓練時の射撃訓練報告についての一部開示決定に関する件	H17. 2. 24	H17. 10. 4	222	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
会計検査院	平成15年度に実施される特定の検査箇所に対する会計実地検査の出張官が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件他1件（平成15年諮問第6号他1件）	H16. 12. 27	H17. 4. 22	116	他に緊急を要する所掌事務が生じたため。



○調査日現在、答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料12)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	自衛隊イラク多国籍軍参加	H17.3.8	389	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	諮問379号関連口頭説明メモ	H17.3.11	386	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	WG2第1回会合配布資料の一部	H17.3.15	382	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	WG2第1回会合議事概要	H17.3.15	382	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	WG2第1回会合配布資料	H17.3.15	382	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	ヴォーンインデックス	H17.3.15	382	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	緊急事態対応一式(計48の文書)	H17.3.29	368	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	国税庁における週休日の開庁	H17.4.18	348	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	中国原潜による領海侵犯事案	H17.6.28	277	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
	第3回国防会議関係資料(国防の基本方針関連)	H17.10.12	171	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
宮内庁	ヴァイニング夫人契約書	H17.5.31	304	答申を受けてのさらなる開示・不開示の審査に、予想以上に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	
	「侍従職日記」(昭和20年8月)	H17.4.18	348	答申を受けてのさらなる開示・不開示の審査に、予想以上に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	
防衛庁	「平成13年度第1回目米共同訓練セミナー実施記録について」等の一部開示決定に関する件	H17.4.18	347	文書特定を含めた一部認容の答申であったため、その内容の精査、関係部署との調整等、慎重な検討を行う必要があったため。	H18.4.18決定済み

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	国際捕鯨委員会（IWC）に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書……。*「右付属文書」以降のタイトルは開示文書が墨消しのため特定できなかったため、「……」としたが、墨消し部分も開示請求対象と致します。	H17.12.22	99	答申に沿った再決定をするに当たり答申内容の確認に時間を要したため。	
	会計検査院によるプール金問題の検査に呼応する形で外務省が行った調査に関するすべての資料	H17.12.16	105	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	在米日本国大使館が行った便宜供与のうち、「平成11年便宜供与件数統計表（平成12年8月大臣官房総務課作成）」に記載された取扱議員件数43件のうち、「要人往来（便宜供与）」議会班保有98.05.01作成ファイルの4件の、便宜供与の内容を記した文書。	H17.8.25	218	首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙で、かつ、開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、不服申立ての文書が相当程度に大量で、かつ、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、細部に至る確認作業等に時間を要しているため。	
	1959年8月13日、日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間で結ばれた「在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する協定」とそれに伴うその後の在日朝鮮人の北朝鮮帰還事業に関し、日本政府が日本赤十字社から受け取った日朝赤十字間及び日本赤十字社と赤十字国際委員会との交渉記録、報告書などの文書（図画、電磁的記録を含む）	H17.7.26	248	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	日韓国交正常化交渉に係る日韓会談の議事録等（計17件）	H17.7.26	248	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	1958年9月11日にワシントンで行われた藤山外相とダレス国務長官の会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）。（他、計2件）	H17.2.4	420	首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙で、かつ、開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、不服申立ての文書が相当程度に大量で、かつ、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、細部に至る確認作業等に時間を要しているため。	
	1996年度の報償費について、（1）各部局（長）ごと、在外公館ごとの支出計画（2）年度末の各部局（長）ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録。（他、計5件）	H16.7.27	612	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1999年度に、外務省の報償費の支出を検査した際、外務省から提出を受けた請求書、支出決議書、領収書、支払明細書（図画・電磁的記録も含む）（他、計5件）	H16.7.21	618	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	(1)1993年1月12日に日本政府と旧ソ連邦諸国(計12ヶ国)政府の間で署名され、結ばれた北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び関連する政府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係文書一切(いずれも図画、電磁的記録を含む)、(2)前期の協定また覚書の締結に関する日本政府・外務省の記録及び付帯文書・メモ、報告書、他関係記録一切(図画、電磁的記録を含む)	H16.6.22	647	情報公開法第5条との関係で問題がないのか慎重に検討しているため。	
	大分類:総務、中分類:総務一般、小分類:執務提要、ファイル名:執務提要('89年4月作成)のファイルの報償費に関する一切の文書(他、計2件)	H16.5.18	682	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	松尾克俊元外務省要人訪問支援室長の在職中の政府の機密費(報償費)の管理、支出等に関する一切の事務処理に関する要領・手順等を記載した一切の文書(他、計5件)	H16.4.20	710	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	報償費の定義や使用区分、交際費との区別、事前申請の要否、使用にあたっての注意事項など、1991年4月から2001年3月までの間に会計課が作成した報償費使用のガイドライン。(他、計6件)	H16.3.31	730	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年に在外公館長が赴任する際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入(総額50万円以上)のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類(請求書、領収書など)、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書(図面、電磁的記録も含む)。(他、計8件)	H16.3.9	752	大量請求案件で、開示部分の変更があり、また、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	在フランス日本大使館の報償費(機密費)支出に関する一切の資料(平成12年度)(他、計3件)	H16.2.10	780	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
文部科学庁	特定大学の校地等変更届	H16.12.17	469	答申を受けて関係者との調整等、慎重な検討を行う必要があったため。	
厚生労働省	厚生労働省が運営している福祉施設における事件の報告等の一部開示決定に関する件	H16.11.12	504	所管業務が多忙を極めているため。	
	厚生労働省が運営している福祉施設における事件の報告等の一部開示決定に関する件	H16.11.12	504	所管業務が多忙を極めているため。	
	児童自立支援施設における体罰事件に関する文書の一部開示決定に関する件	H17.3.31	365	所管業務が多忙を極めているため。	
	児童自立支援施設における体罰事件に関する文書の一部開示決定に関する件	H17.3.31	365	所管業務が多忙を極めているため。	
	「再審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について」等の一部開示決定に関する件	H17.4.14	351	所管業務が多忙を極めているため。	
	特定会社の労働者派遣法臨検指導調査により違法がある場合の指導記録の不開示決定に関する件	H17.11.9	142	所管業務が多忙を極めているため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	敦賀労働基準監督署に提出された原子力発電所で発生した労災事故に係る労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件	H17.12.8	113	所管業務が著しく多忙であったため。	
	名古屋南労働基準監督署に特定日に提出された労働者死傷病報告書の一部開示決定に関する件	H17.12.14	107	所管業務が著しく多忙であったため。	H18.6.27 裁決済み
	名古屋南労働基準監督署に特定日に提出された労働者死傷病報告書の一部開示決定に関する件	H17.12.14	107	所管業務が著しく多忙であったため。	H18.6.27 裁決済み
	特定会社の労働者派遣法違反に係る調査結果等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H17.12.21	100	所管業務が多忙を極めているため。	
経済産業省	特定会社に係る予約前受金残高等報告書（9件）	H17.10.28	154	所掌する事務が多忙を極めたほか、新たな開示請求案件の審査・対応に相当の時間を要し、また出された答申の件数も多かったことから、裁決に係る検討を期間内に十分に行うことができなかったため。	H18.5.18裁決

○情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料13)

<第1審>

	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
宮内庁	東京地裁	17(行ウ)74	宮内庁長官	H17.11.10	<行政文書不開示決定取消請求事件> 見積書中の法人印について、法5条2項により不開示とした処分の取消を求めたもの。	請求認容	被告控訴 東京高裁17(行コ)315
防衛施設庁	那覇地裁	17(行ウ)3	那覇防衛施設局長	H18.2.22	<非開示決定処分取消請求事件> 各専門家の氏名、所属する団体名や役職、参加する委員会、学会、著書の名称について、法5条1号及び6号により部分開示とした処分の取消を求めたもの。	請求棄却	
総務省	大阪地裁	17(行ウ)91	総務大臣	H17.8.25	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 審査中の平成16年分の収支報告書について、法5条6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求認容	被告控訴 大阪高裁17(行コ)79
	東京地裁	17(行ウ)547	総務大臣	H18.3.10	<文章不開示処分取消請求事件> 「電波により頭の中の考えが字や映像になったり、指を指されたり、右、左手を挙げたり、いる場所がわからないのに人がくる理由がわかる文書」について、不存在により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	訴え一部却下 請求棄却	
法務省	東京地裁	16(行ウ)290	東京矯正管区長	H17.12.9	<行政文書不開示決定取消請求事件> 自己の頭部CT写真について、法8条(存否応答拒否)により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	
	福岡地裁	17(行ウ)29	福岡矯正管区長	H18.2.27	<行政文書不開示処分取消請求事件> 拘置所の監視警備システム等に関する取扱説明書等について、保存期間の経過により廃棄済みであるか、作成、取得していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	
	福岡地裁	17(行ウ)34	福岡矯正管区長	H18.3.2	<行政文書開示決定処分取消請求事件> 拘置所設置の総合警備システムに関する文書について、法5条4号及び6号により一部不開示とした処分の取消しを、拘置所設置の総合警備システムに関する設計図等について、作成又は取得していないとして不開示とした文書の開示決定の義務付けをそれぞれ求めたもの。	訴え却下 請求棄却	
検察庁	東京地裁	17(行ウ)470	検事総長	H18.1.25	<裁決取消請求事件> 特定事件番号の不起訴裁定書について、訴訟に関する書類として不開示とした処分に対する審査請求を棄却した裁決の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁18(行コ)50
外務省	東京地裁	13(行ウ)150	外務大臣	H18.2.28	<行政文書不開示処分取消請求事件> 外務省の大臣官房及び米、仏、中、比の4か国の在外日本国大使館における平成12年2月及び3月中の報償費の費目による支出内容が分かる文書について、法5条3号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求一部認容	被告控訴 東京高裁18(行コ)99
	東京地裁	16(行ウ)267	外務大臣	H18.3.23	<公文書不開示処分取消等請求事件> 昭和48年4月付けで外務省条約局・アメリカ局が作成した「日米地位協定の考え方」について不存在を理由として不開示とした処分の取消し、及びその後の改訂版について法5条3号により不開示とした処分の取消し、並びに開示決定等の履行遅滞に対して国家賠償法に基づく100万円の損害賠償を求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁18(行コ)109

	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
国税庁	名古屋地裁	17（行ウ）26	国税庁長官	H17.8.31	<裁決取消請求事件> 開示請求に対し不作為であるとしてされた審査請求を却下した裁決の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 名古屋高裁17（行コ）52
厚生労働省	大阪地裁	16（行ウ）96, 108	厚生労働大臣	H17.9.1	<行政文書不開示決定処分取消等請求事件> 厚生科学研究の研究班会議の議事録等について、不存在のため不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 大阪高裁17（行コ）86
水産庁	東京地裁	16（行ウ）284	水産庁長官	H18.2.1	<行政文書不開示処分取消請求事件> 北太平洋のJARPN, 南氷洋のJARPAで行った調査捕鯨に関する文書のうち、I天候（時間、海の状況、風速、風位、視界）についての文書が存在しないため不開示とした処分、II①鯨を発見した場所（経度、緯度など）②鯨の追跡を始めた時間③死に至るまでにかかった時間について法5条2号イ及び3号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁18（行コ）70
	東京地裁	17（行ウ）49	水産庁長官	H18.1.31	<行政文書不開示処分取消請求事件> 「ワシントン条約に基づく水生生物の海からの持ちこみに関する文書一切。平成13年度分」に関する文書について、①「結果報告書にある捕獲記録、目視記録及び体長組成について」、②「調査要綱・要領及び結果報告書中の調査海域、日程、航行距離、速度、調査概要の日誌及び指揮系統」、③「調査要綱・要領中の捕獲状況に関する記述及び妨害対策について」の事項を法5条2号イ及び3号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	

<控訴審>

	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
総務省	大阪高裁	17(行コ)79	総務大臣	H18.2.14	<行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件> 審査中の平成16年分の収支報告書について、法5条6号により不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求認容)の控訴審。	原判決取消し 訴え却下	被控訴人(第1審原告)上告受理申立て 大阪高裁18(行ノ)15 (最高裁18(行ヒ)152)
法務省	東京高裁	17(行コ)400	法務大臣	H17.4.26	<行政文書不開示決定取消請求控訴事件> 自己の陳情等に基づく又は自己に係る財団法人に対する指導等調査報告書等について、法8条(存否応答拒否)により不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	
	東京高裁	17(行コ)49	法務大臣	H17.5.18	<行政文書不開示決定取消請求控訴事件> 衆議院議員事務所からの陳情書について、文書の不存在により不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	
公安調査庁	仙台高裁	17(行コ)13	東北公安調査局長	H17.12.7	<文書不開示処分取消請求控訴事件> 東北公安調査局における平成11年度分の調査活動費の支出に係る文書について、法5条1号、4号、6号に該当することを理由に不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁18(行ツ)54 上告受理申立て 最高裁18(行ヒ)61
検察庁	大阪高裁	16(行コ)99	大阪高検検事長	H17.7.28	<行政文書不開示処分取消請求控訴事件> 刑の執行停止申立てに関する書類について、法5条1号、8条(存否応答拒否)により不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	控訴人上告提起 大阪高裁17(行サ)39 上告受理申立て 大阪高裁17(行ノ)44
国税庁	名古屋高裁	17(行コ)2	富山税務署長	H17.10.12	<行政文書の一部不開示処分取消請求控訴事件> 「消費税還付申告に係る事務処理手順等について(事務運営指針)」について、法5条6号イにより一部不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁18(行ツ)4
	名古屋高裁	17(行コ)52	国税庁長官	H18.1.17	<裁判取消請求控訴事件> 開示請求に対し不作為であるとしてされた審査請求を却下した判決の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	控訴人上告提起 名古屋高裁18(行サ)3 (最高裁18(行ツ)102)
厚生労働省	大阪高裁	17(行コ)86	厚生労働大臣	H18.2.14	<行政文書不開示決定取消等請求控訴事件> 厚生科学研究の研究班会議の議事録等について、不存在のため不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	
農林水産省	東京高裁	17(行コ)44	農林水産大臣	H17.5.11	<行政文書不開示決定取消請求控訴事件> 特定の公益法人が特定会社と締結した土地賃貸借契約書について、法5条2号により不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審は請求棄却)の控訴審。	控訴棄却	

<最高裁>

	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	最高裁	16(行ツ)34 16(行ヒ)38	東京入国管理局長	H17.9.27	<公文書不開示取消請求上告事件・同上告受理事件> 自己に関するすべての行政文書について、法8条(存否応答拒否)により不開示とした処分の取消しを求めた事件の上告審。	上告棄却 申立ては受理しない	第1審:東京地裁14(行ウ)225(請求棄却) 控訴審:東京高裁15(行コ)174(控訴棄却)
	最高裁	17(行ツ)85 17(行ヒ)88	東京矯正管区長	H17.11.17	<行政文書開示実施手数料減免拒否決定取消等請求上告事件・同上告受理事件> 開示実施手数料の減額及び免除をしない旨の処分の取消しを求めた事件の上告審。	上告棄却 申立ては受理しない	第1審:東京地裁15(行ウ)282(請求棄却) 控訴審:東京高裁16(行コ)49(控訴棄却)

平成 17 年 8 月 3 日情報公開に関する連絡会議申合せに基づく、「特段の事情により諮問までに長期間を要した事案」及び「特段の事情により裁決・決定までに長期間を要した事案」の公表

平成 17 年 8 月 3 日の情報公開に関する連絡会議における「不服申立事案の事務処理の迅速化について」の申合せにより、各行政機関は、「不服申立があった日から諮問するまでに・・・特段の事情がない限り、遅くとも 90 日を超えないようにする」こと及び「答申を受けてから裁決・決定までに・・・特段の事情がない限り、遅くとも 60 日を超えないようにする」こととし、①「特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに 90 日を超えた事案」及び②「特段の事情により、答申を受けてから裁決・決定するまでに 60 日を超えた事案」については、要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとした。

以下は、平成 17 年 8 月 4 日以降に不服申立を受けた事案で①に該当するもの及び同日以降に審査会の答申を受けた事案で②に該当するものについて、その理由等を公表するものである。

なお、平成 18 年 3 月 31 日現在で、まだ諮問していない事案であって、すでに不服申立てがあった日から 90 日を経過しているもの及び裁決・決定を行っていない事案であって、すでに審査会の答申があった日から 60 日を経過しているものも併せて整理している。



○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料14)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	イラク復興支援群第1～7次隊派遣装備品輸送使用航空機等	H17. 11. 17	H18. 3. 20	123	本件は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第11条に基づき開示を2回に分けて行っており、本件異議申立てはそのうち最初の開示に対するものであるが、提出された異議申立書に2度目の開示が行われた後にあらためて全体に対する異議申立てを行う旨記載されていたことから、2度目の開示に対する異議申立て(18. 2. 21受付)があるまで事務処理を保留していたため。
法務省	大分刑務所が収容者のために支出した金額(食料費、光熱費・・・大分刑務所の通院や入院治療のために支払った個別の相手先金額が個々に判別できるもの)私のカルテ	H17. 11. 25	H18. 3. 27	123	① 請求者から審査会に諮問する前に、行政庁に対する口頭意見陳述を実施して欲しい旨の申出があり、そのために相応の時間が必要であったため。 ② 長期にわたり多数の不服申立てがあり、各不服申立ての審理及び審査会対応等に相応の時間を要したため。
厚生労働省	特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録	H17. 10. 31	H18. 3. 6	126	対象文書が膨大であったため、開示・不開示の検討に時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の工事用図面・設計用図面・工事用設計説明書	H17. 10. 14	H18. 1. 24	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山の特定部位の詳細図面	H17. 10. 21	H18. 1. 31	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山の昭和40～42年の石塊堤の落成検査報告書	H17. 11. 4	H18. 2. 20	93	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書(取水堰堤内クラックの検査結果含む)	H17. 11. 25	H18. 2. 24	91	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届の添付図面中、中心線、測点番号等が「入っている」平面図	H17. 12. 5	H18. 3. 10	95	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。

国土交通省	特定鉄道路線に係る運輸大臣の敷設免許書	H17. 8. 18	H18. 2. 23	189	文書の不存在に対する事案であるとともに、審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（審尋）に時間を要したほか、文書の不存在に関する事案であり、当該文書の検索作業など事実関係の確認に時間を要したため。
	特定地番の地先におけるカーブミラーの占用許可書等	H17. 11. 18	H18. 2. 28	102	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申立てがなされていたことや本件の内容等に不明な点があり、その確認（審尋）が必要であったほか、検証申立てがなされていたことから、これらの対応に時間を要したため。

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから90日超を経過しているもの(資料14)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	「行政協定に基づく合同委員会合意インデックス」に綴られている文書の全て。(他、計2件)	H17.10.4	178	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	137	開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。(計3件)	H17.11.15	136	不服申立ての対象文書が著しく大量であるのに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
	「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」(平成15年度(行情)答申第709号3頁)された事実を示す文書ないしその事実を記録した文書。	H17.12.19	102	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
厚生労働省	特定会社の就業規則	H17.9.6	206	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社の就業規則	H17.9.14	198	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	雇用保険適用関係業務取扱要領	H17.9.15	197	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めていたため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表<5件>	H17.10.11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	通所介護事業の会計を一般会計で処理してよい根拠書類等	H17.10.12	170	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	
	特定月に行った立入検査に関する報告等	H17.10.17	165	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めていたため。	
	特定労働局の労災協力医名簿	H17.10.18	164	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社の就業規則	H17.11.21	130	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定災害に係る災害調査復命書	H17.12.26	95	所管業務が著しく多忙であったため。	

社会保険庁	「接受印の形式、寸法その他取扱いの定めについて」記載されている文書	H17. 12. 26	95	不服申立後、請求人の求めにより処理を一時保留としていたため	H18. 5. 11 取下げ
国土交通省	平成17年度連続立体交差事業等説明資料のうち、特定の鉄道路線に係る部分	H17. 11. 7	144	弁明書・反論書等の行政不服審査法に基づく手続に時間を要しているため。	
	特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書及び審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたもの	H17. 11. 20	131	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等著しく繁忙であるため。	
	特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書及び審査請求説明資料のうち打合せ記録				
	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿				
	住宅性能表示制度の施行にあたり「劣化の軽減に関する評価」を検討した委員会の会議議事録と資料等その根拠となる文書	H17. 11. 22	129	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
2005年7月22日付特定法人提出資料	H17. 12. 25	96	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等著しく繁忙であるため。		

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したものの  
(資料14)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
人事院	国家公務員採用試験の官庁訪問用評定票（雛型） (3件)	H17.12.8	H18.2.8	62	答申内容の精査等、慎重な作業を行う必要があったため
外務省	1959年4月28日に東京で行われた藤山外相と山田外務次官、マッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録等	H17.8.4	H18.2.17	197	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	8月13日の米軍ヘリ墜落事故に関してアメリカ政府との協議及び連絡の内容のわかる文書とその際の資料	H17.8.9	H17.11.17	100	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て（対象期間04年1月1日～3月末日）	H17.9.1	H17.12.1	91	総理・大臣の外遊等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	弾道ミサイル防衛システムの整備にかかる意思決定に関する文書の全て	H17.11.1	H18.3.29	148	事務手続き上の不備があったため。
厚生労働省	千葉労働基準監督署が特定会社に対して実施した監督指導に係る是正勧告書等 (平成17年度行情253号)	H17.9.2	H18.3.31	210	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	大阪中央労働基準監督署が近畿郵政局に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情278号)	H17.9.26	H18.3.31	186	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対しての苦情内容及び八王子ハローワーク職員の指導内容の分かる文書 (平成17年度行情305号)	H17.10.12	H18.1.31	111	所管業務が著しく多忙であったため。
	青梅労働基準監督署が特定法人に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情384号)	H17.11.4	H18.3.31	147	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	青梅労働基準監督署が平成13年9月24日から28日までの間に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情385号)	H17.11.4	H18.3.31	147	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	和歌山労働基準監督署が特定病院に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情432号)	H17.12.2	H18.3.31	119	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	和歌山労働基準監督署が平成13年3月14日から20日までの間に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情433号)	H17.12.2	H18.3.31	119	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

○調査日現在、答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料14)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	第3回国防会議関係資料(国防の基本方針関連)	H17.10.12	232	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
外務省	在米日本国大使館が行った便宜供与のうち、特定の案件の便宜供与の内容を記した文書。	H17.8.25	218	首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙で、かつ、開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、不服申立ての文書が相当程度に大量で、かつ、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、細部に至る確認作業等に時間を要しているため。	
	会計検査院によるプール金問題の検査に呼応する形で外務省が行った調査に関するすべての資料	H17.12.16	105	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H17.12.22	99	答申に沿った再決定をするに当たり答申内容の確認に時間を要したため。	
厚生労働省	特定会社の労働者派遣法臨検指導調査により違法がある場合の指導記録	H17.11.9	142	所管業務が多忙を極めているため。	
	敦賀労働基準監督署に提出された原子力発電所で発生した労災事故に係る労働者死傷病報告	H17.12.8	113	所管業務が著しく多忙であったため。	
	名古屋南労働基準監督署に特定日に提出された労働者死傷病報告書(2件)	H17.12.14	107	所管業務が著しく多忙であったため。	H18.6 裁決予定
	特定会社の労働者派遣法違反に係る調査結果等	H17.12.21	100	所管業務が多忙を極めているため。	
経済産業省	特定会社に係る予約前受金残高等報告書(9件)	H17.10.28	154	所掌する事務が多忙を極めたほか、新たな開示請求案件の審査・対応に相当の時間を要し、また出された答申の件数も多かったことから、裁決に係る検討を期間内に十分に行うことができなかったため。	H18.5.18 裁決